

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市感染症発生動向調査委員会規則…………… 5
- 平成25年7月分の職員の管理職手当の特例に関する規則…………… 5
- 開発許可の手續に関する規則等の一部を改正する規則…………… 6

企業管理規程

- 平成25年7月分の大阪市水道局企業職員の管理職手当の特例に関する規程…………… 7
- 大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程…………… 8

告示

- 放置自動車の処理…………… 8
- 平成25年大阪市告示第737号（平成24年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況の公表）の一部訂正…………… 9
- 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日…………… 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出書の添付書類を変更する旨の届出に関する公告…………… 10
- 大阪城天守閣の供用時間の変更の承認…………… 10
- 長居球技場ほか5施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 11
- 靱テニスセンターの臨時開場及び臨時休場の承認…………… 13
- 大阪市立旭プール及び大阪市立旭児童プールの臨時休場の承認…………… 13
- 大阪城弓道場の臨時開場の承認…………… 13
- 大阪市中心中央体育館の供用時間の変更の承認…………… 14
- 大阪市立東淀川体育館の臨時開館の承認…………… 14
- 大阪市立北スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 15
- 大阪市立旭スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 15
- 大阪市立阿倍野スポーツセンターの臨時開館の承認…………… 16
- 大阪市立修道館の供用時間の変更の承認…………… 16
- 大阪市立扇町プール及び大阪市立下福島プールの供用時間の変更及び臨時休場の承認…………… 16
- 大阪市立都島屋内プールの供用時間の変更の承認…………… 17
- 大阪市立中央屋内プールの供用時間の変更の承認…………… 18
- 大阪市立大阪プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認…………… 19

大阪市立浪速屋内プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	19
大阪市立淀川屋内プールの供用時間の変更の承認	21
大阪市立旭屋内プールの臨時開場の承認	22
大阪市真田山プールの利用料金の額の承認	23
大阪市立城東屋内プールの利用料金の額の承認	23
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	24
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	25
開発行為に関する工事の完了	26
建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	26
落札者等の公示	27
落札者等の公示	27
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立大淀寮）	29
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定	29
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	31
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	32
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止	33
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定	34
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更	40
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止	42
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定	43
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更	44
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止	45
生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の休止	46
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市舞洲障害者スポーツセンター）	46
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立舞洲就労支援所）	47
大阪市舞洲障害者スポーツセンターの利用料金の額の承認	47
大阪市立舞洲就労支援所の利用料金の額の承認	48

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	49
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	49
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	50
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	50
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	51
介護保険法に基づく指定居宅介護予防支援事業の廃止	52
手数料の収納事務委託（鑑札交付の登録及び注射済票交付）	52
大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出	53
大阪市環境影響評価条例に基づく事後調査報告書の提出	54
大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画 の変更	55
放置自動車の処理	56
市道の区域変更	56
市道の供用開始	57
大阪市自転車等の駐車 of 適正化に関する条例に基づく自転車放 置禁止区域の変更	59
長居植物園の供用時間の変更の承認	59
咲くやこの花館の臨時開館の承認	60
舞洲野球場及び舞洲運動広場の臨時休業及び臨時開業の承認	60
大阪市立阿倍野防災センターの休館日の変更の承認	61
住民監査請求に対する監査結果の公表	61
一般競争入札の執行（住吉営業所自動車整備業務委託）	96
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の所在地変更	99
一般競争入札の執行（逆止弁付メータパッキンの購入）	99
公 告	
一般競争入札の執行（環境マネジメントシステム更新審査（ご み処理施設）役務提供）	102
人事委員会委員長の就任	104
人事委員会委員長職務代理者の就任	105
職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合において専従休職を 与えられている者の氏名）	105

公布された規則のあらまし

大阪市感染症発生動向調査委員会規則

- 1 大阪市感染症発生動向調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定め
ました。
- 2 この規則は、平成25年7月1日から施行することにしました。

（平成25年大阪市規則第157号 健康局大阪市保健所感染症対策課）

平成25年7月分の職員の管理職手当の特例に関する規則

- 1 平成25年7月分に限り職員の管理職手当の月額の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成25年6月28日）から施行することになりました。
（平成25年大阪市規則第158号 人事室給与課）

開発許可の手續に関する規則等の一部を改正する規則

- 1 文書記号等の変更に伴い、規定を整備するため、開発許可の手續に関する規則ほか2規則の一部を改正することになりました。
- 2 この規則は、公布の日（平成25年6月21日）から施行することになりました。
（平成25年大阪市規則第159号 都市計画局企画振興部総務担当）

公布された規程のあらまし

平成25年7月分の大阪市水道局企業職員の管理職手当の特例に関する規程

- 1 平成25年7月分に限り水道局企業職員の管理職手当の月額の特例措置を講ずることになりました。
- 2 この規程は、公布の日（平成25年6月28日）から施行することになりました。
（平成25年大阪市水道事業管理規程第14号 水道局総務部職員課）

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 平成25年7月分に限り職員の管理職手当の月額の特例措置を講ずることにしました。
- 2 この規程は、公布の日（平成25年6月28日）から施行することになりました。
（平成25年大阪市病院事業管理規程第21号 病院局総務部職員課）

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市感染症発生動向調査委員会規則

平成25年7月分の職員の管理職手当の特例に関する規則

開発許可の手續に関する規則等の一部を改正する規則

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第157号

大阪市感染症発生動向調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

大阪市規則第158号

平成25年7月分の職員の管理職手当の特例に関する規則

第 1 条 職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号。以下「職員管理職手当規則」という。）の適用を受ける職員（人事室長が定める職員を除く。）の管理職手当の月額は、平成25年 7 月分に限り、職員管理職手当規則第 2 条及び職員の管理職手当に関する規則の特例に関する規則（平成22年大阪市規則第52号）第 1 条の規定にかかわらず、職員管理職手当規則第 2 条の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第11条の 2 第 1 項の規定による地域手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、職員管理職手当規則第 2 条の規定による管理職手当の月額とする。

第 3 条 教育委員会所管の学校の教員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第17号。以下「教員管理職手当規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員及び同項第 4 号に掲げる職員（参事に限る。）の管理職手当の月額は、平成25年 7 月分に限り、教員管理職手当規則第 2 条及び附則第 2 項の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

第 4 条 前条の規定にかかわらず、給与条例第11条の 2 第 1 項の規定による地域手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、教員管理職手当規則附則第 2 項の規定による管理職手当の月額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市規則第159号

開発許可の手續に関する規則等の一部を改正する規則
（開発許可の手續に関する規則の一部改正）

第 1 条 開発許可の手續に関する規則（昭和45年大阪市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 6 号様式中「大阪市指令計 第 号」を「大阪市指令 第 号」に改める。

第 7 号様式中

「 第 号
平成 年 月 日」

を

「大阪市指令 第 号
平成 年 月 日」

に改める。

第 7 号の 2 様式から第 7 号の 4 様式までの規定中「大阪市指令計 第 号」を「大阪市指令 第 号」に改める。

第7号の5様式中

「 第 号
 平成 年 月 日」

を

「大阪市指令 第 号
 平成 年 月 日」

に改める。

第8号様式から第11号の2様式までの規定中「大阪市指令計 第 号」
を「大阪市指令 第 号」に改める。

第12号様式中「大阪市指令計（ ） 第 号」を「大阪市指令 第
号」に改める。

（大阪市開発登録簿閲覧規則の一部改正）

第2条 大阪市開発登録簿閲覧規則（昭和45年大阪市規則第60号）の一部を次
のように改正する。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第4条関係）」に、「大阪
市指令計 第 号」を「大阪市指令 第 号」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第8条関係）」に、「大阪
市指令計 第 号」を「大阪市指令 第 号」に改める。

（大阪市建築基準法施行細則の一部改正）

第3条 大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次
のように改正する。

第4号の2様式から第4号の5様式までの規定中

「大計建証 第 号
 平成 年 月 日」

を

「 第 号
 平成 年 月 日」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

平成25年7月分の大阪市水道局企業職員の管理職手当の特例に関する規程を
公布する。

平成25年6月28日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

大阪市水道事業管理規程第14号

平成25年7月分の大阪市水道局企業職員の管理職手当の特例に関する規程

第1条 大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第33号。以下「企業職員管理職手当規程」という。）の適用を受ける職員（水道局長が定める職員を除く。）の管理職手当の月額は、平成25年7月分に限り、企業職員管理職手当規程第2条及び大阪市水道局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程（平成22年大阪市水道事業管理規程第15号）第1条の規定にかかわらず、企業職員管理職手当規程第2条の規定による額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

第2条 前条の規定にかかわらず、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）第6条の2の規定による地域手当の額の算定の基礎となる管理職手当の月額は、企業職員管理職手当規程第2条の規定による管理職手当の月額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年6月28日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第21号

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程（平成22年大阪市病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 平成25年7月分の管理職手当の月額に係る第1条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは「100分の10」とする。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年6月28日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ニッサン 白色)	浪速区浪速東2丁目7番先

(建設局管理部路政課)

(平25. 6. 14揭示済)

大阪市告示第840号の2

平成25年大阪市告示第737号（平成24年度における職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の運用状況の公表）の一部を次のように訂正する。

平成25年6月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 (7) カの項を次のとおり訂正する。

カ 教員が勤務先である学校内において、月に数回程度宿泊していたことが確認されたため、学校長が当該教員に対して注意し、即刻やめるよう指導した。

(教育委員会事務局)

(総務局監察部監察課)

(平25. 6. 19揭示済)

大阪市告示第863号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第50号）のうち、第1条の表の改正規定（大阪市感染症発生動向調査委員会に係る部分に限る。）は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

(健康局大阪市保健所感染症対策課)

大阪市告示第864号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による大阪市の意見に対して、設置者から同法第8条第7項の規定に基づき、届出書の添付書類を変更する旨の届出があったので、同法第8条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら喜連瓜破店
大阪市平野区喜連西4丁目1346番地1 外2筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号
- (3) 変更する添付書類
 - ① 交通量調査資料（追加）
 - ② 駐車場路面表示図（追加）
 - ③ 交通経路図面（変更）

2 届出年月日

平成25年6月7日

3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
 - ① 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階
 - ② 大阪市平野区役所まちづくり協働課
大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 大阪市平野区役所2階
- (2) 期間
平成25年6月28日（金）から平成25年10月28日（月）まで
- (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

（経済戦略局産業振興部地域産業課）

大阪市告示第865号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

供 用 時 間	
平成25年7月20日（土）から 同年9月1日（日）まで	午前9時から午後7時まで

(経済戦略局文化部文化課)



大阪市告示第866号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第9条第3項及び大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居球技場	平成25年7月1日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成25年7月8日（月）	
	平成25年7月16日（火）	
	平成25年7月22日（月）	
	平成25年7月29日（月）	
長居プール 水泳場 (25メートルプール)	平成25年7月16日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成25年7月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成25年7月25日（木）	午前9時から翌日午前0時まで
	平成25年7月26日（金）	午前9時から翌日午前3時まで
	平成25年7月2日（火）から 同月6日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで

長居陸上競技場 長居トレーニング場	平成25年7月7日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成25年7月9日(火)から 同月13日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成25年7月14日(日)から 同月15日(月)まで	午前9時から午後6時まで
	平成25年7月16日(火)から 同月20日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成25年7月21日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成25年7月23日(火)から 同月27日(土)まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成25年7月28日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成25年7月30日(火)から 同月31日(水)まで	午前9時から午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	平成25年7月6日(土)から 同月7日(日)まで	午前7時から午後9時まで
	平成25年7月20日(土)から 同月21日(日)まで	
	平成25年7月27日(土)から 同月28日(日)まで	
長居球技場	平成25年7月10日(水)	午前9時から翌日午前0時まで
	平成25年7月17日(水)	
	平成25年7月26日(金)	午前9時から翌日午前3時まで
長居庭球場	平成25年7月1日(月)から 同月5日(金)まで	午前9時から午後10時まで
	平成25年7月8日(月)から 同月12日(金)まで	
	平成25年7月16日(火)から 同月19日(金)まで	
	平成25年7月22日(月)から 同月26日(金)まで	
	平成25年7月29日(月)から 同月31日(水)まで	
長居相撲場	平成25年7月10日(水)	午前9時から翌日午前0時まで
	平成25年7月17日(水)	
	平成25年7月26日(金)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第867号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び臨時休場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成25年7月1日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成25年7月16日（火）	
	平成25年7月22日（月）	
	平成25年7月29日（月）	

2 臨時休場

施設名	月 日
靱庭球場	平成25年7月8日（月）

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第868号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日
大阪市立旭プール	平成25年7月8日（月）
大阪市立旭児童プール	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第869号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第

2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成25年7月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成25年7月8日(月)	
	平成25年7月16日(火)	
	平成25年7月22日(月)	
	平成25年7月29日(月)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第870号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定及び、第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成25年7月22日(月)	午前7時から午後9時まで
	平成25年7月27日(土)	午前8時から午後9時まで
	平成25年7月28日(日)	午前7時30分から午後11時まで
大阪市中央体育館 第1体育場 会議室	平成25年7月21日(日)	午前7時30分から午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第871号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成25年7月16日（火）	午前9時から午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第872号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成25年7月1日（月）	午後0時30分から午後5時20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	平成25年7月8日（月） 平成25年7月22日（月） 平成25年7月29日（月）	午後0時30分から午後4時まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室		午後1時から午後3時15分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第873号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場 多目的室	平成25年7月1日（月）	午後3時30分から午後9時30分まで
	平成25年7月8日（月）	
	平成25年7月22日（月）	
	平成25年7月29日（月）	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第874号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年 6 月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室	平成25年 7 月 1 日（月）	午前10時30分から正午 まで
	平成25年 7 月 8 日（月）	
	平成25年 7 月22日（月）	
	平成25年 7 月29日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第875号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条3項の規定の規定に基づき告示する。

平成25年 6 月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成25年 7 月13日（土）	午前 9 時から午後 9 時まで
	平成25年 7 月20日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第876号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更及び臨時休場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年 6 月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成25年7月1日（月）から 同月30日（火）まで	午前9時から午後 10時まで
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール）	平成25年7月29日（月）から 同月30日（火）まで	午前8時30分から 午後10時まで
	平成25年8月1日（木）から 同月3日（土）まで	
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場	平成25年7月1日（月）から 同月31日（水）まで	午前9時から午後 10時まで
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

2 臨時休場

施設名	月 日
大阪市立扇町プール 水泳場（屋外プール）	平成25年7月3日（水）
	平成25年7月10日（水）
	平成25年7月17日（水）
	平成25年8月28日（水）
大阪市立扇町プール 水泳場（屋外プール）	平成25年7月4日（木）
	平成25年7月11日（木）
	平成25年7月18日（木）
	平成25年8月29日（木）

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第877号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立都島屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成25年7月23日（火）から 同月28日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	平成25年7月30日（火）から 同年8月4日（日）まで	
	平成25年8月6日（火）から 同月11日（日）まで	
	平成25年8月13日（火）から 同月18日（日）まで	
	平成25年8月20日（火）から 同月25日（日）まで	
	平成25年8月27日（火）から 同月31日（土）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第878号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立中央屋内プール 水泳場	平成25年7月23日（火）から 同月28日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	平成25年7月30日（火）から 同年8月4日（日）まで	
	平成25年8月6日（火）から 同月11日（日）まで	
	平成25年8月13日（火）から 同月18日（日）まで	
	平成25年8月20日（火）から 同月25日（日）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第879号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 飛込プール	平成25年7月1日（月）	午前9時から 午後9時まで
	平成25年7月22日（月）	
	平成25年7月29日（月）	
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成25年7月16日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	時 間
大阪市立大阪プール 水泳場（50メートルプール） 飛込プール	平成25年7月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前8時から午後 9時まで
	平成25年7月13日（土）から 同月14日（日）まで	
	平成25年7月27日（土）から 同月28日（日）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第880号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成25年7月16日（火）	午前9時から午後9時まで

浪速屋内プール 水泳場	平成25年7月22日（月）	午前9時から午前10時まで
	平成25年7月29日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成25年7月1日（月）	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から翌日午前2時まで
	平成25年7月8日（月）	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から翌日午前3時45分まで
	平成25年7月16日（火）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成25年7月22日（月）	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成25年7月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成25年7月2日（火）	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成25年7月3日（水）から 同月4日（木）まで	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
	平成25年7月5日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成25年7月6日（土）	午前4時45分から翌日午前1時45分まで
	平成25年7月7日（日）	午前6時から翌日午前0時15分まで
	平成25年7月9日（火）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成25年7月10日（水）から 同月11日（木）まで	午前6時15分から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
	平成25年7月12日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで

平成25年7月13日（土）	午前4時45分から翌日 午前2時まで
平成25年7月14日（日）	午前6時から翌日午前 0時15分まで
平成25年7月15日（月）	午前6時30分から翌日 午前2時まで
平成25年7月17日（水）から 同月18日（木）まで	午前6時15分から午前 7時45分まで及び午前 10時から翌日午前2時 まで
平成25年7月19日（金）	午前6時15分から翌日 午前2時まで
平成25年7月20日（土）	午前4時45分から翌日 午前1時45分まで
平成25年7月21日（日）	午前6時から午後10時 30分まで
平成25年7月23日（火）	午前6時30分から翌日 午前2時まで
平成25年7月24日（水）	午前5時15分から翌日 午前2時まで
平成25年7月25日（木）から 同月26日（金）まで	午前6時30分から翌日 午前2時まで
平成25年7月27日（土）	午前6時30分から翌日 午前0時15分まで
平成25年7月28日（日）	午前6時から翌日午前 0時15分まで
平成25年7月30日（火）	午前6時30分から翌日 午前2時まで
平成25年7月31日（水）	午前7時から翌日午前 2時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第881号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成25年7月1日（月）から 同月3日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成25年7月5日（金）	
	平成25年7月6日（土）から 同月7日（日）まで	午前9時から午後 7時30分まで
	平成25年7月8日（月）から 同月10日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成25年7月12日（金）	
	平成25年7月13日（土）から 同月14日（日）まで	午前9時から午後 7時30分まで
	平成25年7月15日（月）から 同月17日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成25年7月19日（金）	
	平成25年7月20日（土）から 同日21日（日）まで	午前9時から午後 7時30分まで
	平成25年7月22日（月）から 同日24日（水）まで	午前9時から午後 9時45分まで
	平成25年7月26日（金）	
	平成25年7月27日（土）	午前9時から午後 7時30分まで
	平成25年7月28日（日）	午前8時30分から 午後7時30分まで
	平成25年7月29日（月）から 同日31日（水）まで	午前8時30分から 午後9時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第882号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	平成25年7月9日(火)	午前10時から午後1時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第883号

大阪市真田山プールについて、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、次の利用料金を承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 個人使用

期間を限定した使用

区 分	単位	利用料金
子ども(16歳未満)	回数券7回分	1,000円
高齢者(65歳以上)		
大人(16歳以上65歳未満)	回数券8回分	3,000円
備考		
1. 当該回数券が使用できる施設は、当該施設（屋外プール）に限る		
2. 回数券販売期間は、平成25年7月2日（火）から平成25年8月31日（土）まで		

2 実施期間

平成25年7月2日（火）から平成25年9月20日（金）まで（平日限定）

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第884号

次の施設の利用料金について、大阪市立プール条例第8条第3項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

区分			単位	利用料金
大阪市立 城東屋内 プール	大阪市立城東屋内プ ール限定の水泳場及 びトレーニング場の セット使用	65歳以上の者	1人1月	3,300円
		高等学校(これに準 ずるものを含む。) の生徒(65歳以上の 者を除く。)又は18 歳未満の者	1人1月	3,900円
		その他の者	1人1月	4,900円

備考

この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の月に1のプールの水泳場及びトレーニング場を併せて使用するための定期券による使用をいう。

実施年月日 平成25年7月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第885号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民政局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年6月4日
名 称	NPO法人おおさかねこネット
代表者の氏名	山本 直子
主たる事務所の所在地	大阪市都島区友渕町1丁目6番5-408号
定款に記載された目的	この法人は、市民に対して、動物愛護の精神に基づき、「所有者不明猫(野良猫・捨て猫)」を保護し、不妊去勢手術を施したうえで、新たな飼い主(里親)を探す活動の支援を中心に、地域社会における人と猫の共生できる環境の整備及び適正な終生飼育の普及に関する啓発を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年6月7日
名 称	特定非営利活動法人大和

代表者の氏名	竹村 勇一
主たる事務所の所在地	大阪市平野区瓜破4丁目1番3-103号
定款に記載された目的	この法人は、祝日・祭日の国旗掲揚および国歌「君が代」斉唱という国民行事を執り行うことが困難な高齢者に対する支援並びに「愛国心」や「道徳」、「モラル」、「倫理」の啓蒙活動による人間形成のための社会教育に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成25年6月10日
名 称	特定非営利活動法人CMP
代表者の氏名	織田 志津子
主たる事務所の所在地	大阪市西成区岸里3丁目1番9号
定款に記載された目的	この法人は、未来を担う子供たちに対して、健全な育成の支援に関する事業を行い、自由で豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第886号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年6月10日
名 称	NPO法人暴力防止情報スペース・APIS
代表者の氏名	横山 恵子
主たる事務所の所在地	大阪市都島区都島中通2丁目3番12号
定款に記載された目的	この法人は、社会における子どもや女性などへのあらゆる暴力の根絶を図るとともに、暴力を人権侵害ととらえ、社会構造の中で弱者の立場におかれてきた人々の人権擁護と、そのことに係る諸団体との連絡・交流・相互支援を行うことで、人権が尊重される社会の形成に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成25年 6 月10日
名 称	特定非営利活動法人なでしこ
代表者の氏名	足立 健史
主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区駒川 4 丁目 2 番 7 号
定款に記載された目的	この法人は、障害者支援とその家族の支援をその理念として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等を行い、地域の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第887号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 6 月28日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成25年 4 月10日 大阪市指令都計（開）第120号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市北区長柄西 2 丁目12番 1, 12番 8, 12番10, 12番11, 12番12, 12番13, 12番15, 12番16, 12番17, 12番18, 12番19, 12番23
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市鶴見区横堤 5 丁目13番47号
株式会社三和プランニング
代表取締役 山畠敬右
- 4 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	13.500m	開発者	開発者	

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第888号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

・認定年月日及び認定番号

平成25年6月17日 第670号

・認定区域の名称

大阪市営放出西住宅

・認定区域の位置

大阪市城東区放出西3丁目55番の一部 ほか7筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第889号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日

（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）

⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随

意契約の場合はその理由

◎福祉局生活福祉部地域福祉課（総合福祉システム）（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①総合福祉システムの制度改正等に伴うシステム改修業務2 ②随意 ③平

成25年5月1日 ④株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂

島3丁目1番21号） ⑤金85,627,500円 ⑦政府調達に関する協定第15条第

1項(d)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

(福祉局生活福祉部地域福祉課)

大阪市告示第890号

次のとおり落札者等について公示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎建設局総務部経理課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階）

①住之江抽水所で使用する電気 2,205,824kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤42,913,945円 ⑥H25.3.8

①南港第2抽水所で使用する電気 1,374,371kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤32,347,887円 ⑥H25.3.8

①長堀抽水所で使用する電気 1,247,073kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤32,145,767円 ⑥H25.3.8

①弁天抽水所で使用する電気 3,227,792kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤59,724,048円 ⑥H25.3.8

①城北抽水所で使用する電気 455,390kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤10,417,337円 ⑥H25.3.8

①北野抽水所で使用する電気 2,005,052kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤47,139,902円 ⑥H25.3.8

①佃第1抽水所で使用する電気 555,518kWh ②一般 ③H25.5.10 ④（株）エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤10,697,211円 ⑥H25.3.8

①鶴見緑地内施設で使用する電気 11,631,196kWh ②一般 ③H25.4.1 ④関西電力（株） 大阪市北区中之島3丁目6番16号 ⑤201,557,612円 ⑥H24.12.7

①市内一円橋梁・道路排水設備清掃業務委託 ②一般 ③H25.6.10 ④大東衛生（株） 大阪市東成区大今里西1-19-38 ⑤19,078,500円 ⑥H25.3.8

①東部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（25-1） ②一般 ③H25.6.10 ④管清工業（株）大阪支店 大阪市城東区成育1-6-26 ⑤9,975,000円 ⑥H25.3.8

①西部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（25-1） ②一般 ③

H25. 6. 10 ④新井建設（株） 大阪市西淀川区大和田4丁目2番4号 ⑤
13,419,000円 ⑥H25. 3. 8

①南部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（25-1） ②一般 ③
H25. 6. 10 ④大東衛生（株） 大阪市東成区大今里西1-19-38 ⑤

9,431,100円 ⑥H25. 3. 8

①北部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（25-1） ②一般 ③
H25. 6. 10 ④環境テクノス（株）大阪支店 大阪府枚方市北山1丁目54番

55号 ⑤7,192,500円 ⑥H25. 3. 8

（建設局総務部経理課）

大阪市告示第891号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立大淀寮について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立保護施設条例（昭和39年大阪市条例第33号）第12条前段の規定に基づき公告する。なお、これに伴い、平成24年大阪市告示第197号で公告した大阪市立大淀寮の指定管理者の指定は、平成25年6月30日を終期として取り消す。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施設の名称
大阪市立大淀寮
- 2 施設の種類
救護・更生施設
- 3 指定管理者
大阪市天王寺区東高津町12番10号
社会福祉法人 みおつくし福社会
- 4 指定の期間
平成25年7月1日から平成28年3月31日まで

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第49条の規定により、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①梅北眼科 ②大阪市北区大深町3番1号 ③平成25年5月1日

①梅田東血液浄化クリニック ②大阪市北区中崎1丁目2番25号 ③平成25年5月8日

①小西統合医療内科 ②大阪市北区中津1丁目12番3号 ③平成25年5月1日

①心療内科つばくろ診療所 ②大阪市北区鶴野町1番3号 ③平成25年5月1日

①野中診療所 ②大阪市北区本庄東1丁目22番1号 ③平成25年4月1日

①りゅうゆう会整形外科 ②大阪市都島区都島南通2丁目14番25号 ③平成25年5月1日

①大阪暁明館病院 ②大阪市此花区西九条5丁目4番8号 ③平成25年4月1日

①AMA Clinic 淡路町院 ②大阪市中央区淡路町3丁目2番13号 ③平成25年5月1日

①衛藤医院 ②大阪市中央区谷町6丁目4番14号 ③平成25年5月1日

①たがや内科 ②大阪市中央区森ノ宮中央1丁目1番30号 ③平成25年5月1日

①くらち皮フ科クリニック ②大阪市西区九条1丁目14番25号 ③平成25年5月7日

①ほんしょう内科クリニック ②大阪市大正区北村2丁目5番10号 ③平成25年4月1日

①清水こころのクリニック ②大阪市天王寺区寺田町2丁目5番6号 ③平成25年5月1日

①桜川ものわすれクリニック ②大阪市浪速区桜川2丁目2番31号 ③平成25年5月1日

①いしい皮膚科クリニック ②大阪市淀川区西中島6丁目7番30号 ③平成25年5月1日

①久保クリニック ②大阪市淀川区木川東1丁目11番19号 ③平成25年5月1日

①目黒クリニック ②大阪市東成区大今里西1丁目26番5号 ③平成25年5月1日

①きららこどもクリニック ②大阪市生野区巽東1丁目2番14号 ③平成25年5月7日

①多田耳鼻咽喉科医院 ②大阪市住吉区清水丘2丁目23番21号 ③平成25年4月2日

①吉田皮膚科クリニック ②大阪市平野区长吉長原1丁目1番53号 ③平成25年5月9日

①あぼ歯科医院 ②大阪市中央区西心斎橋1丁目8番11号 ③平成25年4月1日

日

- ①ツイン春次クリニック 歯科 ②大阪市中央区城見2丁目1番61号 ③平成25年4月1日
- ①本町通りデンタルクリニック ②大阪市中央区本町2丁目6番5号 ③平成25年4月1日
- ①福原歯科 ②大阪市西区九条南2丁目34番8号 ③平成25年4月1日
- ①おがわ歯科 ②大阪市港区市岡元町2丁目6番24号 ③平成25年5月1日
- ①かねだ歯科クリニック ②大阪市東成区東今里3丁目14番22号 ③平成25年5月10日
- ①つるみ歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番18号 ③平成25年4月1日
- ①サエラ薬局 梅田東店 ②大阪市北区中崎1丁目2番25号 ③平成25年5月1日
- ①回生薬局 ②大阪市福島区鷺洲3丁目1番1号 ③平成25年4月1日
- ①ヒノデ薬局 ②大阪市大正区三軒家東6丁目8番11号 ③平成25年4月1日
- ①上本町中央薬局 ②大阪市天王寺区上本町6丁目3番31号 ③平成25年4月1日
- ①中央薬局 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町3番4号 ③平成25年4月1日
- ①おざき薬局 淀川店 ②大阪市淀川区木川東1丁目11番19号 ③平成25年5月1日
- ①アピス薬局今里店 ②大阪市東成区大今里南3丁目13番11号 ③平成25年5月1日
- ①ヒノデ薬局 ②大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目31番9号 ③平成25年4月1日
- ①スマイル薬局 ②大阪市平野区长吉長原1丁目1番48号 ③平成25年5月1日
- ①訪問看護ステーションゆいか ②大阪市都島区中野町2丁目7番12号 ③平成25年5月1日
- ①松福会訪問看護ステーション ②大阪市西淀川区大野1丁目5番25号 ③平成25年5月1日
- ①ひまわり阿倍野訪問看護ステーション ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目3番4号 ③平成25年4月1日
- ①わかりハビリ訪問看護ステーション ②大阪市住之江区御崎2丁目5番1号 ③平成25年4月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第893号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：やまだ内科医院 （新）：やぎクリニック ②大阪市都島区内代町1丁目2番32号 ③平成25年4月1日

①大阪厚生年金病院 ②大阪市福島区福島4丁目2番78号 ③平成25年4月1日

①（旧）：いりまじりクリニック （新）：清樹会クリニック ②大阪市中央区本町4丁目5番16号 ③平成25年5月1日

①（旧）：金山医院 （新）：金山記念クリニック ②大阪市港区港晴1丁目2番12号 ③平成25年4月1日

①飯原医院 ②大阪市東淀川区小松3丁目5番31号 ③平成25年4月12日

①（旧）：正志会みやけクリニック泌尿器科 （新）：正志会あづま腎透析クリニック ②大阪市東淀川区大道南1丁目4番13号 ③平成25年4月1日

①長吉歯科クリニック ②（旧）：大阪市平野区长吉出戸7丁目12番30号
（新）：大阪市平野区长吉出戸7丁目12番8号 ③平成24年10月1日

①（旧）：栃本天海堂薬局 （新）：漢方薬局ハレノヴァ ②大阪市北区未広町3番21号 ③平成25年4月30日

①（旧）：ヘルシー薬局 天王寺店 （新）：タキヤ天王寺薬局 ②大阪市天王寺区悲田院町10番45号 ③平成25年4月1日

①（旧）：西薬局 （新）：西薬局 城東店 ②大阪市城東区東中浜1丁目3番6号 ③平成25年4月30日

①東西薬局 ②（旧）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目46番27号 （新）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目27番2号 ③平成25年4月8日

①針中野ひよこ薬局 ②大阪市東住吉区鷹合2丁目1番14号 ③平成25年4月1日

①ケア21訪問看護ステーションぴ〜す淀川 ②（旧）：大阪市淀川区十三元今里1丁目10番20号 （新）：大阪市淀川区塚本3丁目7番19号 ③平成25年5月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①野中診療所 ②大阪市北区本庄東1丁目22番1号 ③平成25年3月31日

①大阪暁明館病院 ②大阪市此花区春日出中1丁目22番12号 ③平成25年3月31日

①ひらいクリニック ②大阪市中央区南船場3丁目2番6号 ③平成25年4月15日

①塩岡皮膚科 ②大阪市浪速区恵美須東1丁目13番14号 ③平成25年4月30日

①中井医院 ②大阪市旭区今市2丁目11番23号 ③平成25年3月31日

①山本歯科 ②大阪市中央区心斎橋筋1丁目1番1号 ③平成25年5月31日

①福原歯科 ②大阪市西区九条南2丁目34番9号 ③平成25年3月31日

①つるみ歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番18号 ③平成25年3月31日

①スギ薬局 扇町店 ②大阪市北区天神橋3丁目8番23号 ③平成24年11月30日

①回生薬局 ②大阪市福島区鷺洲3丁目1番1号 ③平成25年3月31日

①ヒノデ薬局 ②大阪市大正区三軒家東6丁目8番11号 ③平成25年3月31日

①キシダ薬局 ②大阪市生野区巽東2丁目10番28号 ③平成25年4月30日

①ヒノデ薬局 ②大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目31番9号 ③平成25年3月31日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①辻クリニック朝潮橋分院 ②大阪市港区夕風2丁目17番14号 ③平成25年5月1日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第896号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①駅クオール薬局JR大阪店 ②大阪市北区梅田3丁目1番1号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）

①クオール薬局中之島店 ②大阪市北区中之島2丁目3番18号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）

①サエラ薬局梅田東店 ②大阪市北区中崎1丁目2番25号 ③居宅療養管理指導（平成25年5月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年5月1日）

①中津デイサービス ソレイ湯 ②大阪市北区中津3丁目3番27-102号 ③通所介護（平成25年3月1日） 介護予防通所介護（平成25年3月1日）

①眼科クリニック京橋 ②大阪市都島区東野田町2丁目9番12号 ③居宅療養管理指導（平成25年3月12日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年3月12日）

①おかだケアプランセンター ②大阪市都島区都島本通3丁目7番15号 ③居宅介護支援（平成25年5月1日）

①介護事業所あおぞら ②大阪市都島区東野田町4丁目17番11-413号 ③介護予防訪問介護（平成25年2月1日）

①ホームヘルパーステーションらんらん ②大阪市都島区内代町1丁目13番8号 ③訪問介護（平成24年7月1日）

①おひさまデイ倶楽部 ②大阪市福島区大開2丁目2番24号 ③通所介護（平成25年4月1日）

- ①おひさまヘルパーステーション ②大阪市福島区大開2丁目2番23号 ③訪問介護（平成25年4月1日）
- ①ケアプランセンターイオス福島 ②大阪市福島区大開3丁目2番2-101号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）
- ①野田阪神歯科クリニック ②大阪市福島区海老江7丁目3番17号 ③居宅療養管理指導（平成25年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年1月1日）
- ①小規模多機能型居宅介護アルモニー此花春日 ②大阪市此花区春日出北1丁目1番22号 ③小規模多機能型居宅介護（平成25年3月1日） 介護予防小規模多機能型居宅介護（平成25年3月1日）
- ①ツイン春次クリニック歯科 ②大阪府中央区城見2丁目1番61号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①衛藤医院 ②大阪府中央区谷町6丁目4番14号 ③居宅療養管理指導（平成25年5月1日）
- ①北浜ウェルネス ②大阪府中央区平野町2丁目2番13号 ③通所介護（平成25年5月1日） 介護予防通所介護（平成25年5月1日）
- ①茶話本舗デイサービスby奈奈玉造 ②大阪府中央区玉造2丁目13番3号 ③通所介護（平成25年4月1日）
- ①ジェムクリニック ②大阪府中央区南船場3丁目8番7-701号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 訪問看護（平成25年4月1日） 居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 居宅介護支援（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①トラスト福祉サービス ②大阪府中央区西心斎橋1丁目7番2号 ③福祉用具貸与（平成25年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年4月1日）
- ①ヘルパーステーションループル ②大阪府中央区道頓堀1丁目東2番6号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日） 訪問看護（平成25年4月1日） 居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防訪問看護（平成25年4月1日） 福祉用具貸与（平成25年4月1日） 特定福祉用具販売（平成25年4月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年4月1日） 居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①あいネット ②大阪府西区北堀江3丁目12番11-602号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①スーパーコートケアプランセンター ②大阪府西区西本町1丁目7番7号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①そうごう薬局九条店 ②大阪府西区九条1丁目14番25号 ③居宅療養管理指導（平成25年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年3月1日）
- ①ゆうき歯科 ②大阪府西区九条南1丁目3番14号 ③居宅療養管理指導（平成25年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年1月1日）

- ①そうごう薬局 ②大阪市港区市岡1丁目15番6号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①やながクリニック ②大阪市港区三先2丁目13番29号 ③通所リハビリテーション（平成25年1月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成25年1月1日）
- ①中村クリニック ②大阪市大正区三軒家西1丁目27番1号 ③居宅療養管理指導（平成25年2月1日） 予防介護居宅療養管理指導（平成25年2月1日）
- ①撫子平尾薬局 ②大阪市大正区平尾3丁目22番3号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①ヒノデ薬局 ②大阪市大正区三軒家東6丁目8番11号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①上本町中央薬局 ②大阪市天王寺区上本町6丁目3番31-229号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①関西調剤薬局 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町1番5号 ③居宅療養管理指導（平成25年5月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年5月1日）
- ①ケアプラン桜の杜 ②大阪市天王寺区南河堀町9番43-504号 ③居宅介護支援（平成25年4月1日）
- ①中央薬局 ②大阪市天王寺区石ヶ辻町3番4号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①介護支援センターまろん ②大阪市浪速区塩草3丁目7番3号 ③訪問介護（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）
- ①ケアプランニング桜川機能回復センター ②大阪市浪速区塩草3丁目11番4号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）
- ①グループホームさくらんぼ中島 ②大阪市西淀川区中島1丁目14番21号 ③認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成25年5月1日） 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）（平成25年5月1日）
- ①松福会訪問看護ステーション ②大阪市西淀川区大野1丁目5番25号 ③訪問看護（平成25年5月1日） 居宅療養管理指導（平成25年5月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年5月1日） 介護予防訪問看護（平成25年5月1日）
- ①ふわりん介護サービス ②大阪市西淀川区柏里3丁目13番7-203号 ③居宅介護支援（平成25年5月1日）
- ①リハビリデイサービスたいいくのじかん ②大阪市西淀川区竹島3丁目4番3号 ③通所介護（平成25年5月1日） 介護予防通所介護（平成25年5月1日）
- ①キリン薬局 ②大阪市淀川区西三国4丁目8番19号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）
- ①ケアセンターにつけん東淀川 ②大阪市東淀川区大道南1丁目30番13-102号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①でいさーびすテnder ②大阪市東淀川区豊新5丁目1番16号 ③通所介護

- (平成25年3月1日) 介護予防通所介護 (平成25年3月1日)
- ①よどがわ保健生協デイサービスあいちゃんの家 ②大阪市東淀川区井高野2丁目5番5号 ③通所介護 (平成25年5月1日) 介護予防通所介護 (平成25年5月1日)
- ①リハビリデイサービスWAHHA ②大阪市東淀川区菅原1丁目8番24号 ③通所介護 (平成25年4月1日) 介護予防通所介護 (平成25年4月1日)
- ①リラクゼーションデイ～癒し～ ②大阪市東淀川区菅原2丁目10番17号 ③通所介護 (平成25年4月1日) 介護予防通所介護 (平成25年4月1日)
- ①アピス薬局今里店 ②大阪市東成区大今里南3丁目13番11号 ③居宅療養管理指導 (平成25年5月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成25年5月1日)
- ①グループホームハミングベル緑橋 ②大阪市東成区中本1丁目11番1号 ③認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外) (平成25年5月1日)
- ①ケアプランセンターティスマイト ②大阪市東成区神路1丁目6番18-601号 ③居宅介護支援 (平成25年4月1日)
- ①デイサービスたいよう ②大阪市東成区大今里西1丁目11番22号 ③通所介護 (平成25年5月1日)
- ①ヘルパーステーションティスマイト ②大阪市東成区神路1丁目6番18-601号 ③訪問介護 (平成25年3月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年3月1日)
- ①ケアプランセンターかなや ②大阪市生野区田島4丁目3番9号 ③居宅介護支援 (平成25年4月1日)
- ①こうぜんかい・はうす生野 ②大阪市生野区巽西4丁目5番62号 ③特定施設入所者生活介護 (短期利用以外) (平成25年4月1日) 介護予防特定施設入居者生活介護 (平成25年4月1日)
- ①花の木ケアプラン ②大阪市生野区桃谷2丁目21番25号 ③居宅介護支援 (平成25年4月1日)
- ①YOU愛ケアプランセンター ②大阪市生野区生野東2丁目3番67号 ③居宅介護支援 (平成25年4月1日)
- ①YOU愛訪問介護 ②大阪市生野区生野東2丁目3番67号 ③訪問介護 (平成25年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年5月1日)
- ①あい介護センター森小路 ②大阪市旭区新森2丁目21番4-101号 ③訪問介護 (平成25年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年5月1日)
- ①あいケアプランセンター ②大阪市旭区新森2丁目21番4-101号 ③居宅介護支援 (平成25年5月1日)
- ①あいデイサービスセンター ②大阪市旭区新森2丁目3番4号 ③通所介護 (平成25年5月1日) 介護予防通所介護 (平成25年5月1日)
- ①オーケー薬局新森店 ②大阪市旭区新森2丁目4番9号 ③居宅療養管理指導 (平成25年5月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成25年5月1日)
- ①介護ステーションおもいつきり ②大阪市旭区森小路1丁目3番25-403号 ③訪問介護 (平成25年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年5月1日)
- ①風の葉ヘルプセンター ②大阪市旭区森小路2丁目10番58号 ③介護予防訪

問介護（平成25年3月1日）

①ケアライフいくは ②大阪市旭区太子橋2丁目6番3号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①さんさんライフ千林 ②大阪市旭区千林2丁目14番23-508号 ③訪問介護（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）

①ヘルパーステーションまあるく ②大阪市旭区赤川3丁目14番16号 ③訪問介護（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）

①一休ケアセンター ②大阪市城東区今福東2丁目5番5号 ③訪問介護（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）

①一休ケアプランセンター ②大阪市城東区今福東2丁目5番5号 ③居宅介護支援（平成25年5月1日）

①ボバース記念病院 ②大阪市城東区中浜1丁目6番5号 ③通所リハビリテーション（平成25年4月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成25年4月1日）

①ヘルパーステーショングリーンライフ ②大阪市城東区東中浜9丁目3番9号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①りんご薬局 ②大阪市城東区成育4丁目29番7号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅管理指導（平成25年4月1日）

①ケアプランセンターいち ②大阪市鶴見区諸口4丁目14番23号 ③居宅介護支援（平成25年3月1日）

①つるみ歯科口腔外科クリニック ②大阪市鶴見区緑1丁目9番18号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）

①テルベケアセンター ②大阪市阿倍野区阪南町5丁目19番24号 ③通所介護（平成25年4月1日） 介護予防通所介護（平成25年4月1日）

①ひまわり阿倍野訪問看護ステーション ②大阪市阿倍野区阿倍野筋5丁目3番4号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①ヘルパーステーションメイプル ②大阪市阿倍野区北畠3丁目10番13号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）

①デイサービス笑楽コスモスクエア ②大阪市住之江区南港北1丁目30番30号 ③通所介護（平成25年5月1日） 介護予防通所介護（平成25年5月1日）

①リハビリ特化型デイサービス宮田 ②大阪市住之江区浜口東3丁目11番23-103号 ③通所介護（平成25年5月1日） 介護予防通所介護（平成25年5月1日）

①アビリティーズ・ケアネット株式会社大阪南営業所 ②大阪市住吉区长居東1丁目8番9号 ③福祉用具貸与（平成25年5月1日） 特定福祉用具販売（平成25年5月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成25年5月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年5月1日）

①介護ステーション金太郎 ②大阪市住吉区苅田6丁目16番16号 ③訪問介護

- (平成25年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年4月1日)
- ①和輝苑 ②大阪市住吉区沢之町1丁目1番2号 ③居宅介護支援 (平成25年4月1日)
- ①しまぶくろ歯科医院 ②大阪市住吉区帝塚山東2丁目3番14号 ③居宅療養管理指導 (平成25年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成25年4月1日)
- ①ライフ・スタイル ②大阪市住吉区苅田5丁目5番18号 ③訪問介護 (平成25年3月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年3月1日)
- ①今川薬局 ②大阪市東住吉区西今川2丁目12番18号 ③居宅療養管理指導 (平成25年4月1日) 介護予防居宅療養管理指導 (平成25年5月1日)
- ①私の家なでしこ南田辺 ②大阪市東住吉区南田辺5丁目7番17号 ③小規模多機能型居宅介護 (平成25年5月1日)
- ①あいしん介護サービス ②大阪市平野区瓜破東2丁目10番23-303号 ③居宅介護支援 (平成25年5月1日)
- ①オハナヘルパーステーション ②大阪市平野区长吉出戸7丁目10番6号 ③訪問介護 (平成25年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年5月1日)
- ①介護センターかわむら ②大阪市平野区平野本町4丁目14番19号 ③通所介護 (平成25年5月1日) 介護予防通所介護 (平成25年5月1日)
- ①株式会社グリーン・ケア ②大阪市平野区平野宮町1丁目4番29号 ③訪問介護 (平成25年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年4月1日)
- ①ケアサポートつるかめ ②大阪市平野区喜連東5丁目1番8-405号 ③訪問介護 (平成25年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年5月1日)
- ①居宅介護支援こころ ②大阪市平野区平野宮町2丁目9番22-8B号 ③居宅介護支援 (平成25年5月1日)
- ①こころヘルパーステーション ②大阪市平野区平野宮町2丁目9番22-8B号 ③訪問介護 (平成25年5月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年5月1日)
- ①特別養護老人ホームこうのとり ②大阪市平野区长吉川辺3丁目2番3号 ③短期入所生活介護 (平成25年4月1日) 介護予防短期入所生活介護 (平成25年4月1日)
- ①ふるさと介護サービス ②大阪市平野区背戸口1丁目10番19号 ③訪問介護 (平成25年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年4月1日)
- ①訪問介護まごのてセンター ②大阪市平野区长吉長原西1丁目3番30-407号 ③訪問介護 (平成25年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年4月1日)
- ①あっとほーむ介護センター花園 ②大阪市西成区花園北2丁目1番8-102号 ③訪問介護 (平成25年4月1日) 介護予防訪問介護 (平成25年4月1日)
- ①今宮デイサービスセンター ②大阪市西成区天下茶屋1丁目31番10号 ③通所介護 (平成25年5月1日) 介護予防通所介護 (平成25年5月1日)
- ①栗林クリニック ②大阪市西成区津守1丁目4番15号 ③居宅療養管理指導 (平成25年5月1日) 介護予防居宅管理指導 (平成25年5月1日)
- ①ケアプランセンターおむすび ②大阪市西成区玉出東1丁目9番18-205号

③居宅介護支援（平成25年5月1日）

①デイサービス山王あさひ ②大阪市西成区山王2丁目5番17号 ③通所介護
（平成25年5月1日） 介護予防通所介護（平成25年5月1日）

①ヒカル介護サービス ②大阪市西成区天下茶屋3丁目25番12-101号 ③訪問介護
（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）

①福祉用具ふれんど ②大阪市西成区千本南1丁目3番14-105号 ③福祉用具貸与
（平成25年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年4月1日）

①福祉用具レンタルのおむすび ②大阪市西成区玉出東1丁目9番18-205号
③福祉用具貸与（平成25年5月1日） 特定福祉用具販売（平成25年5月1日）
特定介護予防福祉用具販売（平成25年5月1日） 介護予防福祉用具貸与
（平成25年5月1日）

①訪問介護おむすび ②大阪市西成区玉出東1丁目9番18-205号 ③訪問介護
（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第897号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①（旧）：ライフハーモニーケアショップ（新）：ケアショップつばさ ②
大阪市北区天神橋3丁目1番28-302号 ③福祉用具貸与（平成25年4月1日）

特定福祉用具販売（平成25年4月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成
25年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成25年4月1日）

①（旧）：ライフハーモニーケアプランセンター（新）：ケアプランセンター
もず ②大阪市北区天神橋3丁目1番28-302号 ③居宅介護支援（平成25年
4月1日）

①介護老人保健施設えきさい大阪 ②大阪市西区本田2丁目1番10号 ③通所
リハビリテーション（平成25年4月1日） 短期入所療養介護（平成25年4月
1日） 介護予防短期入所療養介護（平成25年4月1日） 介護老人保健施設
（平成25年4月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成25年4月1日）

- ①医療法人銀杏会銀杏会本町クリニック ②大阪市西区西本町1丁目4番1号
③訪問看護（平成25年4月1日） 訪問リハビリテーション（平成25年4月1日） 居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防訪問看護（平成25年4月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成25年4月1日）
- ①ケア21訪問看護ステーションぴ〜す淀川 ②（旧）：大阪市淀川区十三元今里1丁目10番20-101号 （新）：大阪市淀川区塚本3丁目7番19号 ③訪問看護（平成25年5月1日） 介護予防訪問看護（平成25年5月1日）
- ①復活デイサービス淀川 ②（旧）：大阪市淀川区塚本3丁目7番19号 （新）：大阪市淀川区木川東4丁目12番25号 ③通所介護（平成25年4月15日） 介護予防通所介護（平成25年4月15日）
- ①（旧）：リハビリデイサービスセンターポシブル舎利 （新）：慶生会リハビリティデイ舎利寺 ②大阪市生野区勝山南4丁目14番12号 ③通所介護（平成25年1月1日） 介護予防通所介護（平成25年1月1日）
- ①さくら・介護ステーションこうけん ②（旧）：大阪市城東区鳴野西1丁目12番17号 （新）：大阪市城東区関目3丁目16番13号 ③訪問介護（平成25年4月8日） 介護予防訪問介護（平成25年4月8日）
- ①ヘルパーステーションジョイ ②（旧）：大阪市阿倍野区西田辺町1丁目13番1号 （新）：大阪市阿倍野区阪南町5丁目24番8号 ③訪問介護（平成24年11月1日） 福祉用具貸与（平成24年11月1日） 特定福祉用具販売（平成21年11月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成24年11月1日） 介護予防訪問介護（平成24年11月1日） 介護予防福祉用具販売（平成24年11月1日）
- ①東西薬局 ②（旧）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目46番27号 （新）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目27番2号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月8日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月8日）
- ①ケアプランセンターメディ ②（旧）：大阪市住吉区我孫子東2丁目1番6号 （新）：大阪市住吉区長居東1丁目10番23号 ③居宅介護支援（平成24年4月1日）
- ①ヘルパーステーションメディ ②（旧）：大阪市住吉区我孫子東2丁目1番6号 （新）：大阪市住吉区長居東1丁目10番23号 ③訪問介護（平成24年4月1日） 介護予防訪問介護（平成24年4月1日）
- ①あい介護センター ②（旧）：大阪市西成区天下茶屋2丁目23番18-303号 （新）：大阪市西成区花園北2丁目1番8-101号 ③訪問介護（平成25年4月1日） 介護予防訪問介護（平成25年4月1日）
- ①ケアプランセンターかめハウス ②（旧）：大阪市西成区旭2丁目3番13-202号 （新）：大阪市西成区旭2丁目3番13-101号 ③居宅介護支援（平成25年4月15日）
- ①（新）：眼科クリニック京橋 （旧）：京橋クリニック ②大阪市都島区東野田町2丁目9番12号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年4月1日）

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①中津デイサービスソレイ湯 ②大阪市北区中津3丁目3番27-102号 ③通所介護（平成25年2月28日） 介護予防通所介護（平成25年2月28日）

①シーズンケアマネジメント ②大阪市中央区南船場1丁目3番12-1201号 ③居宅介護支援（平成25年3月31日）

①あいケアネット介護支援所 ②大阪市西区九条2丁目17番12-301号 ③居宅介護支援（平成25年3月31日）

①ヒノデ薬局 ②大阪市大正区三軒家東6丁目8番11号 ③居宅療養管理指導（平成25年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年3月31日）

①アイ薬局 ②大阪市淀川区木川東2丁目4番34-101号 ③居宅療養管理指導（平成25年4月29日）

①ウィズケアプランサービス大阪 ②大阪市淀川区西中島4丁目2番21号 ③居宅介護支援（平成25年5月31日）

①新しくだら診療所 ②大阪市生野区林寺4丁目5番9号 ③訪問看護（平成25年3月31日） 訪問リハビリテーション（平成25年3月31日） 居宅療養管理指導（平成25年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年3月31日） 介護予防訪問看護（平成25年3月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成25年3月31日）

①アクア・ケアプランセンター ②大阪市城東区中央2丁目14番D-2706号 ③居宅介護支援（平成25年4月30日）

①あすなろ ②大阪市城東区中浜2丁目13番6-202号 ③訪問介護（平成25年3月31日） 介護予防訪問介護（平成25年3月31日）

①一休ケアセンター ②大阪市鶴見区横堤4丁目4番10号 ③訪問介護（平成25年4月30日） 介護予防訪問介護（平成25年4月30日）

①ヒカル介護サービス ②大阪市東住吉区東田辺2丁目3番5-102号 ③訪

問介護（平成25年4月30日） 介護予防訪問介護（平成25年4月30日）
①まつえファミリークリニック ②大阪市西成区松3丁目2番9号 ③居宅療
養管理指導（平成25年5月8日） 介護予防居宅療養管理指導（平成25年5
月8日）

（福祉局生活福祉部保護課）

大阪市告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及
び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活
保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、施術者を指定したの
で、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた
生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年5月28日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①森山 正之 ②わかば整骨院 ③大阪市北区天神橋4丁目10番7-102号
④平成25年4月24日

①三輪 浩之 ②ヒロ整骨院 ③大阪市此花区伝法3丁目1番49号 ④平成25
年4月25日

①谷 嘉人 ②リフレみつかわ大国町整骨院 ③大阪市浪速区敷津西2丁目2
番17号 ④平成25年5月1日

①内藤 恒平 ②ないとう鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区恵美須西2丁目8番19
-101号 ④平成25年5月1日

①船戸 弘明 ②こころ鍼灸整骨院 ③大阪市西淀川区大和田2丁目1番7号
④平成25年5月1日

①遠藤 真人 ②本町整骨院西 ③大阪市淀川区十三元今里2丁目2番49号
④平成25年5月1日

①上野 毅 ②淡路駅前整骨院 ③大阪市東淀川区淡路4丁目7番13号 ④平
成25年4月16日

①服部 大貴 ②今里元気庵整骨院 ③大阪市東成区大今里南3丁目4番2号
④平成25年4月17日

①原田 健 ②はらだ整骨院 ③大阪市東成区大今里1丁目31番1号 ④平成
25年5月1日

①内田 千嘉 ②金田鍼灸院 ③大阪市生野区中川6丁目8番16-101号 ④
平成25年5月1日

①岸田 純 ②大池橋整骨院 ③大阪市生野区中川6丁目10番13号 ④平成25

年4月10日

①伊達 由美子 ②鶴橋鍼灸治療院 ③大阪市生野区鶴橋3丁目6番34号 ④

平成25年4月1日

①西川 邦彦 ②もみの木整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番10号 ④

平成25年5月1日

①古本 弘治 ②北川整骨院 ③大阪市生野区鶴橋1丁目4番5号 ④平成25

年5月2日

①浅本 はつ子 ②すこやかマッサージセンター ③大阪市城東区関目1丁目

3番11-604号 ④平成25年4月1日

①塚本 宜宏 ②つかもと整骨院 ③大阪市住之江区安立1丁目4番20号 ④

平成25年5月1日

①富田 和宏 ②こころ鍼灸整骨院 ③大阪市住之江区中加賀屋3丁目5番16

号 ④平成25年5月1日

①中堅 慎市 ②中野鍼灸整骨院 ③大阪市住之江区御崎1丁目9番34号 ④

平成25年4月15日

①樋口 祐樹 ②ひぐち整骨院 ③大阪市住吉区长居3丁目2番15号 ④平成

25年4月16日

①山下 晃生 ②かねもと整骨院 ③大阪市住吉区我孫子東3丁目1番18号

④平成25年5月1日

①米田 秀一 ②森山鍼灸院 ③大阪市住吉区长居東4丁目12番23-105号

④平成25年4月23日

①大野 敏輝 ②南田辺整骨院 ③大阪市東住吉区南田辺1丁目5番17号 ④

平成25年5月1日

①山田 秀男 ②マッサージハウスらくらく堂 ③大阪市東住吉区桑津1丁目

13番22-103号 ④平成25年4月5日

①中村 福生 ②リーヴマッサージ治療院 ③大阪市平野区平野南1丁目5番

25号 ④平成25年4月15日

①酒井 正悟 ②(往療専門) ③大阪市西成区天下茶屋3丁目28番18-405

号 ④平成25年4月19日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第900号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規

定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①末岡 倫明 ②(旧) : マッサージワールド治療院 生野店 (新) : マッサージアライ治療院 ③大阪市生野区田島5丁目5番14号 ④平成25年4月10日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第901号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①西原 正人 ②くろき整骨院 ③大阪市中央区内平野町1丁目1番5-102号 ④平成25年3月25日

①八木 正太郎 ②アージュ整骨院 ③大阪市中央区瓦屋町1丁目8番13-101号 ④平成25年4月15日

①柰 晋太郎 ②リフレみつかわ大国町整骨院 ③大阪市浪速区敷津西2丁目2番17号 ④平成25年5月1日

①桂 尚史 ②神谷鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区東三国5丁目11番11号 ④平成25年5月1日

①矢守 武彦 ②るちる訪問マッサージ淀川営業所 ③大阪市淀川区宮原4丁目南4番1-404号 ④平成25年3月31日

①神藤 稔久 ②大今里神藤整骨院 ③大阪市東成区大今里1丁目31番1号 ④平成25年4月30日

①犬伏 晃久 ②北川整骨院 ③大阪市生野区鶴橋1丁目4番5号 ④平成25年4月30日

①織田 直久 ②もみの木整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番10号 ④平成25年4月30日

①石崎 恵子 ②あさがおマッサージ治療院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番5号 ④平成25年4月30日

- ①大城 朝典 ②あさがおマッサージ治療院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番5号 ④平成25年4月30日
- ①塚本 宜宏 ②安立整骨院 ③大阪市住之江区住之江1丁目3番16号 ④平成25年4月30日
- ①富田 和宏 ②こころ鍼灸整骨院 ③大阪市住之江区南港中3丁目3番33-103号 ④平成25年4月30日
- ①森川 誠司 ②あさがおマッサージ治療院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番5号 ④平成25年4月30日
- ①米田 秀一 ②あさがおマッサージ治療院 ③大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番5号 ④平成25年4月30日
- ①内藤 恒平 ②内藤鍼灸整骨院 ③大阪市東住吉区桑津3丁目2番10号 ④平成25年4月30日
- ①森田 昇 ②マッサージハウスらくらく堂 ③大阪市東住吉区桑津1丁目13番22-103号 ④平成25年2月20日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から休止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項で、規定の例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により、告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

- ①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④休止年月日
- ①佐藤 素之 ②クローバーホーム鍼灸マッサージ院 ③大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番18号 ④平成25年5月3日

(福祉局生活福祉部保護課)

大阪市告示第903号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市舞洲障害者スポーツセンターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）第20条前段の規定に基づき公告する。なお、これに伴い、平成24年大阪市告示第

197号で公告した大阪市舞洲障害者スポーツセンターの指定管理者の指定は、平成25年6月30日を終期として取り消す。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施設の名称
大阪市舞洲障害者スポーツセンター
- 2 指定管理者
大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市立社会福祉センター内
社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成25年7月1日から平成28年3月31日まで
(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市告示第904号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立舞洲就労支援所について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）第14条前段の規定に基づき公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 施設の名称
大阪市立舞洲就労支援所
- 2 指定管理者
大阪市天王寺区東高津町12番10号大阪市立社会福祉センター内
社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
- 3 指定の期間
平成25年7月1日から平成28年3月31日まで
(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市告示第905号

大阪市舞洲障害者スポーツセンターの利用料金の額について、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）第14条第3項の規定により、次のとおり承認したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 利用料金の額

(1) 宿泊室の利用料金

区 分		利 用 料 金	
		宿 泊	休 憩
小学生等以外 の者(12歳以上 の者に限る。)	障がい者若しくは障がい者の介護者(障がい者1人につき2人までに限る。)又は65歳以上の者	1人1泊につき 4,000円	1人1回につき 600円
	その他の者	1人1泊につき 6,500円	1人1回につき 1,000円
小学生等		1人1泊につき 2,800円	1人1回につき 400円
1室に1人で宿泊する場合は、上記金額に1泊につき、1,000円を加算した額とする。			

(2) 研修室の利用料金

区分	利 用 料 金						
	午前	午後	午前 ・午後	夜間	午後 ・夜間	終日	超過時間 1時間まで ごとに
研 修 室	A 1,800円	2,800円	4,600円	4,200円	7,000円	8,800円	700円
	B 1,300円	2,000円	3,300円	3,000円	5,000円	6,300円	500円
	C 800円	1,200円	2,000円	1,800円	3,000円	3,800円	300円

2 適用日

平成25年7月1日から

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市告示第906号

大阪市立舞洲就労支援所の利用料金の額について、大阪市立障害者就労支援施設条例(昭和52年大阪市条例第40号)第8条第3項の規定により、次のとおり承認したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 利用料金の額

次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第29条第4項の規定による支払があったときは、次の

各号に掲げる額の合計額から当該支払いに係る額を控除して得た額とする。

- (1) 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 食事の提供に要する費用 1日につき520円

2 適用日

平成25年7月1日から

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市告示第907号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類

①株式会社ベネッセスタイルケア ②まどか天王寺 大阪市阿倍野区天王寺町南二丁目9番28号 ③平成25年6月1日 ④特定施設入居者生活介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第908号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による指定居宅サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①一般社団法人大阪市住之江区医師会 ②住之江区医師会立訪問看護ステーション 大阪市住之江区御崎四丁目6番10号 ③平成25年5月31日 ④訪問看護・居宅療養管理指導

①株式会社メディカルサプライ ②ライフケアサポート 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目8番23号 ③平成25年5月1日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売

①株式会社自他利 ②いきいきヘルパーステーション今里 大阪市東成区大今里南一丁目11番12号 ③平成25年5月1日 ④訪問介護

- ①株式会社スバコ・ケア・エンジニアリング ②ヘルパーステーション s u b a c o 大阪市天王寺区東高津町8-2 ロイヤルハイツ ③平成25年4月30日 ④訪問介護
- ①特定非営利活動法人ぽぽ風 ②介護事業所ケアぽぽ風 大阪市住吉区庭井二丁目8番11号 ナカノハイツ106号室 ③平成25年5月31日 ④訪問介護
- ①株式会社トワ産業 ②デイサービスセンターあべのエトワル 大阪市阿倍野区旭町一丁目3番11号 ③平成25年4月30日 ④通所介護
- ①有限会社NKS ②ベルハートケアセンター大正 大阪市大正区小林西二丁目9番1号 ③平成25年4月30日 ④訪問介護
- ①株式会社きづきケアテック ②きづき住環境ケア 大阪市旭区中宮五丁目7番18号 アインズN a k a m i y a 207号 ③平成25年4月30日 ④福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ①株式会社アットホーム ②あっとほ〜む森小路ヘルパーステーション 大阪市旭区新森二丁目21番4-101号 ③平成25年4月30日 ④訪問介護
- ①医療法人協和会 ②セントライフケア 大阪市淀川区宮原五丁目7番23号(2階東) ③平成25年5月31日 ④通所介護
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第909号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

- ①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③指定年月日 ④サービスの種類
- ①株式会社ベネッセスタイルケア ②まどか天王寺 大阪市阿倍野区天王寺町南二丁目9番28号 ③平成25年6月1日 ④介護予防特定施設入居者生活介護
(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第910号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービス事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称又は氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①一般社団法人大阪市住之江区医師会 ②住之江区医師会立訪問看護ステーション 大阪市住之江区御崎四丁目6番10号 ③平成25年5月31日 ④介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導

①株式会社メディカルサプライ ②ライフケアサポート 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目8番23号 ③平成25年5月1日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社自他利 ②いきいきヘルパーステーション今里 大阪市東成区大今里南一丁目11番12号 ③平成25年5月1日 ④介護予防訪問介護

①株式会社スバコ・ケア・エンジニアリング ②ヘルパーステーションsubaco 大阪市天王寺区東高津町8-2 ロイヤルハイツ ③平成25年4月30日 ④介護予防訪問介護

①特定非営利活動法人ぽぽ風 ②介護事業所ケアぽぽ風 大阪市住吉区庭井二丁目8番11号 ナカノハイツ106号室 ③平成25年5月31日 ④介護予防訪問介護

①株式会社トーフ産業 ②デイサービスセンターあべのエトワル 大阪市阿倍野区旭町一丁目3番11号 ③平成25年4月30日 ④介護予防通所介護

①有限会社NKS ②ベルハートケアセンター大正 大阪市大正区小林西二丁目9番1号 ③平成25年4月30日 ④介護予防訪問介護

①株式会社きづきケアテック ②きづき住環境ケア 大阪市旭区中宮五丁目7番18号 アインスNakamiya 207号 ③平成25年4月30日 ④介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

①株式会社アットホーム ②あっとほ〜む森小路ヘルパーステーション 大阪市旭区新森二丁目21番4-101号 ③平成25年4月30日 ④介護予防訪問介護

①医療法人協和会 ②セントライフケア 大阪市淀川区宮原五丁目7番23号(2階東) ③平成25年5月31日 ④介護予防通所介護

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第911号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①世界笑顔株式会社 ②わくわくケアプランセンター 大阪市西淀川区歌島一

- 丁目1番6号 塚本ビル303号室 ③平成25年4月15日 ④居宅介護支援
- ①株式会社チェス ②チェスケアプランセンター 大阪市東成区東小橋二丁目11番28号 スペースワン2階 ③平成25年4月30日 ④居宅介護支援
- ①株式会社住宅管理ビックライフ ②スマイル居宅ステーション 大阪市生野区新今里四丁目8番22号1階 ③平成25年4月30日 ④居宅介護支援
- ①医療法人正志会 ②医療法人正志会ケアプランセンターずいほう 大阪市東淀川区小松一丁目5番23号 ③平成25年5月31日 ④居宅介護支援
- ①株式会社アットホーム ②あっとほ～む森小路ケアプランセンター 大阪市旭区新森二丁目21番4-101号 ③平成25年4月30日 ④居宅介護支援
- ①株式会社ビーフリー ②ビーフリーケア 大阪市西成区長橋一丁目13番9号(1F) ③平成25年5月1日 ④居宅介護支援
- ①株式会社西日本介護サービス ②ウィズケアプランサービス大阪 大阪市淀川区西中島四丁目2番21号 ミツフ新御堂筋ビル3階 ③平成25年5月31日 ④居宅介護支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第912号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の25第2項の規定による指定介護予防支援事業の廃止の届出を次の者より受理したので、同法第115条の30の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

①事業者の名称 ②事業所の名称及び所在地 ③廃止年月日 ④サービスの種類

①社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会 ②東成区地域包括支援センター
大阪市東成区大今里南三丁目11番2号 ③平成25年3月31日 ④介護予防支援

(福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市告示第913号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項に基づく鑑札交付の登録手数料並びに第5条第2項に基づく注射済票交付手数料の収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 委託期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

2 委託先

西長堀動物病院

代表者 三谷 秀和

(健康局健康推進部生活衛生課)

大阪市告示第914号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第28条第3項の規定により事後調査報告書の提出を受けたが、その概要は次の1のとおりである。

条例第28条第4項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 三ツ村 正規	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
大阪駅北地区開発特定目的会社	取締役 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪市北区大淀中1丁目1番88号
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南2丁目15番2号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 角 和夫	大阪府池田市栄町1番1号
三菱地所株式会社	取締役社長 杉山 博孝	東京都千代田区大手町1丁目6番1号

(2) 対象事業の名称

大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業

(3) 対象事業を実施した区域

大阪市北区大深町地内

2 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

大阪市鶴見区緑地公園 2 番135号

(2) 縦覧期間

平成25年6月28日（金）から同年7月29日（月）まで

(3) 縦覧時間

ア 大阪市環境局環境管理部

日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第915号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第28条第3項の規定により事後調査報告書の提出を受けたが、その概要は次の1のとおりである。

条例第28条第4項の規定による事後調査報告書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 三ツ村 正規	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
大阪駅北地区開発特定目的会社	取締役 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪府北区大淀中1丁目1番88号
ナレッジ・キャピタル開発特定目的会社	取締役 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南2丁目15番2号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 角 和夫	大阪府池田市栄町1番1号
三菱地所株式会社	取締役社長 杉山 博孝	東京都千代田区大手町1丁目6番1号

(2) 対象事業の名称

大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業

(3) 対象事業を実施した区域

大阪市北区大深町地内

2 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

大阪市鶴見区緑地公園2番135号

(2) 縦覧期間

平成25年6月28日（金）から同年7月29日（月）まで

(3) 縦覧時間

ア 大阪市環境局環境管理部

日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第916号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第4条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 施行者の名称

大阪市

2 事業施行期間

平成8年5月10日から平成33年3月31日まで

3 施行地区

大阪市東淀川区東淡路2丁目、同4丁目、菅原5丁目、淡路3丁目、同4丁目、同5丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市東淀川区東中島4丁目4番4号

大阪市淡路土地区画整理事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成8年5月10日

7 変更の年月日

平成25年6月28日

(都市整備局 淡路土地区画整理事務所)

大阪市告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成25年7月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ホンダ 桃色)	東淀川区東中島3丁目9番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	旧 新 別	敷 地 の	
			幅 員	延 長
矢田西第13号線	東住吉区矢田5丁目 4番の4地から 同 区同 5丁目 4番の4地まで (参考図参照)	旧	m 6.00～ 10.00	m 51.42
		新	7.00～ 11.00	51.42

矢田西第14号線	東住吉区矢田5丁目 4番の4地から 同 区同 5丁目 4番の4地まで (参考図参照)	旧	6.00～ 10.00	51.39
		新	7.00～ 11.00	51.39
矢田西第19号線	東住吉区矢田5丁目 4番の4地から 同 区同 5丁目 4番の4地まで (参考図参照)	旧	4.00	40.00
		新	4.50	40.00

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月28日

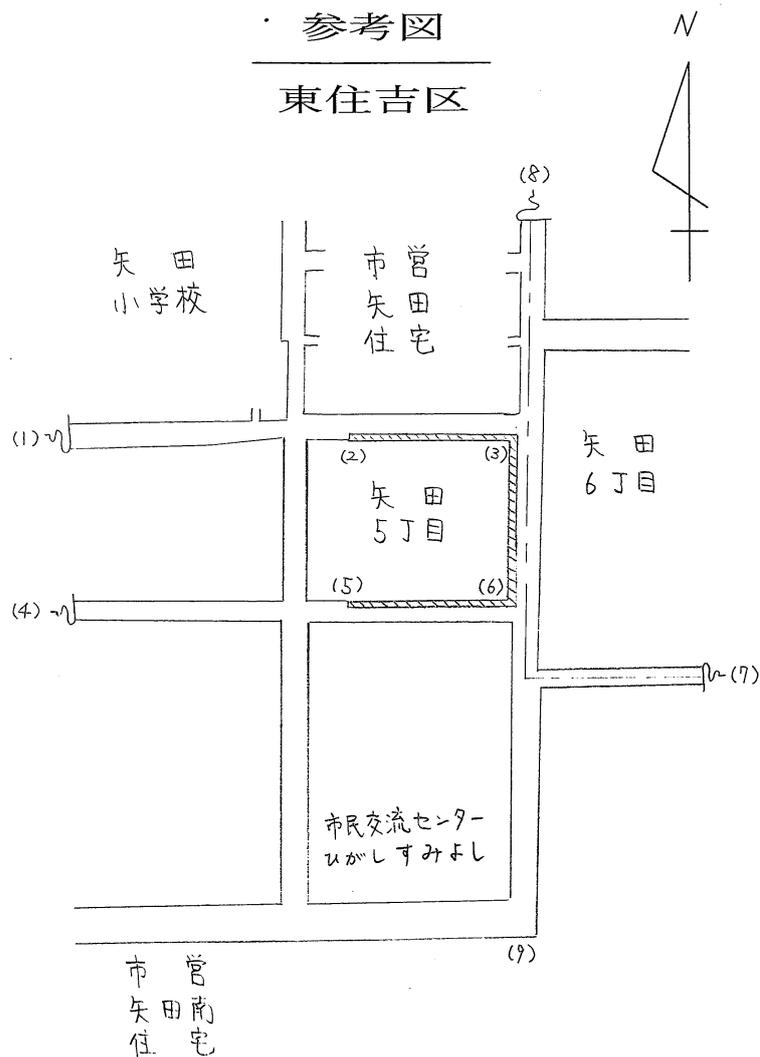
大阪市長 橋 下 徹

路 線 名	区 間	供用開始の期日
矢田西第13号線	東住吉区矢田5丁目 4番の4地から 同 区同 5丁目 4番の4地まで (参考図参照)	告 示 の 日
矢田西第14号線	東住吉区矢田5丁目 4番の4地から 同 区同 5丁目 4番の4地まで (参考図参照)	告 示 の 日

矢田西第19号線	東住吉区矢田5丁目 4番の4地から 同 区同 5丁目 4番の4地まで (参考図参照)	告示の日
----------	--	------

参考図

東住吉区



凡例

 新たに道路となる部分

 町丁界

説明

- 矢田西第13号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。
- 矢田西第14号線 (4) (7) 間のうち (5) (6) 間を区域変更する。
- 矢田西第19号線 (8) (9) 間のうち (3) (6) 間を区域変更する。

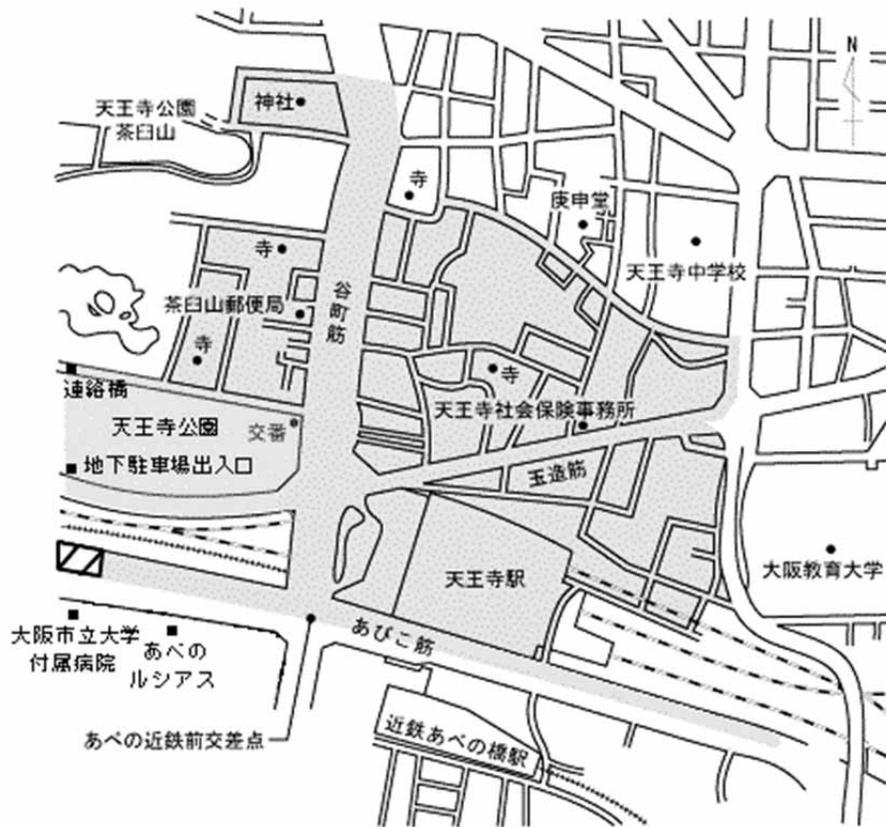
(建設局管理部管理課)

大阪市告示第920号

平成25年 7月 1日より「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）」第 8条第 1項の規定に基づき、天王寺駅周辺の自転車放置禁止区域を次のとおり変更する。

平成25年 6月28日

大阪市長 橋 下 徹



- : 従来から放置禁止区域であった部分
- : 新たに放置禁止区域に編入される部分

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第921号

長居植物園について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第 9条第 2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第 3項の規定に基づき告示する。

平成25年 6月28日

大阪市長 橋 下 徹

月 日	供 用 時 間
平成25年7月5日（金）から同月15日（月）まで（休園日を除く。）	午前7時30分から午後5時まで

(建設局公園緑化部南部方面公園事務所)

大阪市告示第922号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

臨時開館

施設名	月 日	供用時間
咲くやこの花館	平成25年8月12日（月）	午前10時から午後5時まで

(建設局公園緑化部花博記念公園事務所)

大阪市告示第923号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時休業及び臨時開業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時休業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成25年7月1日（月）
	平成25年7月3日（水）
	平成25年7月4日（木）
	平成25年7月5日（金）
	平成25年7月8日（月）
	平成25年7月10日（水）
	平成25年7月31日（水）

舞洲運動広場	平成25年7月17日（水）
	平成25年7月18日（木）
	平成25年7月19日（金）

2 臨時開業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成25年7月16日（火）
	平成25年7月23日（火）
	平成25年7月30日（火）

（港湾局総務部監理調整担当）



大阪市告示第924号

次の施設について、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第4条第2項の規定により、次のとおり休館日の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	変更内容
大阪市立阿倍野防災センター	平成25年8月7日 開館
	平成25年8月14日 開館
	平成25年8月21日 開館
	平成25年8月28日 開館
	平成25年8月29日 開館

（消防局予防部予防課）



大阪市監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、監査結果を次のとおり公表する。

平成25年6月14日

大阪市長 高 橋 敏 朗
同 阪 井 千 鶴 子

第1 監査の請求

平成25年4月17日付けで次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

(市政務調査費収支報告書のチェック不備)

大阪市は、市会議員一人月額60万円を市の行財政の政策立案に資するための調査研究費(補助金)として各会派を対象に、会派所属議員数に応じた金額を交付している。(平成23年度は100分の10を減額)平成23年度の交付総額は、451,157,453円(返還額34,140,547円)である。

政務調査費は補助金であり、目的に沿って支出の一部を補助し、実費充当と定めている。

その根拠は、地方自治法100条14項、15項等に基づき、市会議員自らが大阪市市政務調査費の交付に関する条例、規則、大阪市市政務調査費の取扱に関する要綱、政務調査費の手引き(議長決定)などを制定・作成し、これらの法規を順守して適正な執行を義務付けている。

ところが、平成24年6月から一般公表された平成23年度政務調査費収支報告書および領収書等からは、社会通念上通用しないようなずさんな支出が見受けられ、自ら制定した上記法規や手引きに違反した支出が見受けられる。

そのなかでも、特に上記要綱や手引きの政務調査費支出を禁じたものについてリストアップし、その返還を求める住民監査請求を提起したものである。

膨大な(2万通を越える領収書等)収支報告書は、まず議員自らがその用途について政務調査費支出についてその適否を吟味したうえで会派代表や会派会計責任者らの確認を経て、会派が市会議長に提出し議長が最終チェックを行ったうえで、市長に提出し補助金交付決定を受ける手続きとなっている。

従って、それぞれの支出責任者はもとより、最終は市長部門の補助金適正支出について検証が行われ、補助金額を決定し支払を決定したもので、最終責任は市長にある。一般公表後も政務調査費の違法不当な目的外支出は是正されておらず、担当責任者らはその職務を怠っている。

これら違法不当な支出により市は損害を被っている。市の支出をチェックし適正な予算執行をチェックすべき議員みずからが政務調査費を第2報酬のごとく日常生活のあらゆる経費に当然のごとく支出していることは、議員の責務を全うしているとは言えない。

監査委員におかれては本件政務調査費の収支報告書すべてを厳正に調査され、市の損害回復および議員の不当利得について市長にたいし返還はじめ必要な措置を講じる等勧告を出されるよう地方自治法242条1項により事実証明資料を添付して求める。

(違法不当、目的外使途)

今回最小限に限定した目的外支出等は以下の通りである。

市交付条例第1条(趣旨)「市会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される」、第5条(使途基準)「交付された政務調査費は、政務調査活動に関する経費に対して適切に充当され

るべきものであり、政務調査活動以外の経費に使用することは認められていない」に反する。

交付規則第4条では10費目の使途基準を定め、別表第1で会派向けの支出内容を記している。大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱第3条では7項目について支出制限をあげている。これらが守られていない。

さらに、平成18年7月作成、22年3月改正の「政務調査費の手引き」は、使途基準ごとに説明と具体的な参考例をあげている。手引きの説明そのものは社会通念上、あるいは法の趣旨などから疑問を抱くものであるが、平成23年度の支出について上記法規等による目的外支出に該当するものを別紙にリストアップして返還を求める。なお、公明党、共産党の支出をあげていないが、適正と判断したものでなく、全体に大量の為物理的な限界によることと、両会派は、会派として支出を管理していることで、除外したものである。

3会派ごとの返還請求額は以下のとおりである。

(1) 維新の会	14,329,142円	タクシー代、個人参加の会費
区民会議（会派）	2,826,144円	選挙活動
区民会議（個人）	430,019円	選挙活動
(2) 自民党	14,631,041円	資金移動、タクシー代、会議参加費
(3) みらい	1,086,665円	タクシー代、秘書給与、工事代等
合計	33,303,011円	

また、今後地方自治法改正による条例改正や規則・要綱等の改正においては、法の趣旨を歪めることなく、社会通念上許される範囲を慎重に検討し、議員の生活費や資産等を援助するような個人的な支出を禁じるよう、条例・規則の条項等を厳格に見直し、良識が反映されるものに改善すべきことを議会・議員に進言されたい。運用においては、会計上の原則等を踏まえ、必要な資料を揃え、関連資料を求めに応じて公開するよう求められたい。

（事実証明資料等）

（地方財政法4条、地方自治法100条14項15項等、大阪市補助金等交付規則）
大阪市政務調査費交付条例 大阪市政務調査費交付に関する規則

- (1) 政務調査費取扱要綱（支出制限 第3条）
- (2) 政務調査費支出の手引き（実費弁償の原則、支出対象外、人件費使途）
- (3) 平成23年度政務調査費総括一覧表（会派別、市会事務局作成）
- (4) 平成23年度各会派・議員の費目別支出一覧（維新の会、自民党、みらい）
- (5) 目的外支出リスト、維新の会、自民党、みらい
- (6) 維新の会区民会議支出関連リスト（会派、議員）
- (7) 政務調査費収支報告書領収書から目的外支出領収書（維新の会、自民党、みらい）

目的外支出証明資料の内訳

- (1) 個人参加の会議に関する資料等（日本会議、親学会議、モラロジー、地域団体会費、商店街管理費、社協懇親会、連合地域振興会懇親会、子ども会、公園愛護会、市審議会交通費、議員懇親会、京大入学費、市大入学費等）個人で負担すべき内容
 - (2) タクシー代領収書（緊急、身体上など必要であることの説明なし、日常短距離使用、手引きの指摘に反する支出）
 - (3) 事務所費（会派の口座から議員個人あるいは家主の口座へ資金移動振込欄の提示だけで事務所費と証明できるのか、自分の口座あるいは身内、後援会役員口座への振込）資金迂回ではないか
 - (4) 人件費（調査活動の補助員への必要費用の一部を実費充当すべきであり、手引きでも秘書は対象にしていない）秘書の仕事は特定できない。
- [監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。]

第2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大監第19号
平成25年6月14日

大阪市監査委員 高橋敏朗
同 阪井千鶴子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年4月17日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

第1 監査の請求のとおりに

2 請求の受理

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

本件請求において、請求人が、政務調査費の目的外の支出にあると主張しているもののうち、次に掲げるものについては、個人活動である、あるいは自己負担すべきであるなどと請求人が主張しているものの、領収書等に具体的な支出内容等が記載されており、明らかに個人活動であることがうかがえるような事実証明書の提出等がない、また、自己負担すべきとする具体的根拠が示されていないなど、違法事由を具体的に摘示したものととは言えないことから、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(1) 大阪維新の会大阪市議員団（以下「大阪維新の会」という。）

ア 研修費

- ・政策力アップ講座に関するもの
- ・実践政治スクールに関するもの

イ 広報・広聴費

- ・事務所看板代

ウ 事務費

- ・携帯電話、パソコン購入に係る支出

(2) 自由民主党大阪市議員団（以下「自由民主党」という。）

人件費

- ・資金移動としての支出

(3) OSAKAみらい大阪市議員団（以下「OSAKAみらい」という。）

広報・広聴費

- ・人権研修参加費
- ・地域団体会費
- ・商店街勉強会

一方、請求人は、平成23年度政務調査費のうち、タクシー代や会議参加費等について、収支報告書の記載や添付書類等からみて、大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年4月1日条例第25号。以下「条例」という。）、大阪市会政務調査費の交付に関する規則（平成13年4月1日規則第28号。以下「規則」という。）、大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）、政務調査費の手引き（以下「手引き」という。）の禁止規定等に違反した支出、あるいは目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等がそれらについて必要な調査を行わなかったことにより、違法不当な公金支出（精算確定）があるとしている点については、その限りにおいて請求の特定等について欠くべき点はないと言ふべきであり、法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成23年度政務調査費のうち、タクシー代や会議参加費等について、収支報告書の記載や添付書類等からみて、条例等の禁止規定等に違反した支

出、あるいは目的外の支出があるにもかかわらず、本市職員等がそれらについて必要な調査を行わなかったことにより、違法不当な公金支出（精算確定）の事実があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成25年5月9日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 政務調査費についての領収書を見ると、タクシーの利用、例えば自宅から市役所までの利用が多い。このような利用は政務調査活動とは言えず、議員自身の仕事に含まれるのではないのか。
- ・ そもそも、政務調査費によるタクシーの利用は身体の調子が悪い場合等に限られているはずであるし、タクシー代は議員の給料から出されるべきである。
- ・ どんな費用でも政務調査費に含めれば許されるというものではない。市会事務局が正しく見て調査をしてもらいたい。
- ・ 監査委員は市民サイドに立って、政務調査費とはこういうものだというを示してもらいたい。政務調査費が議員たちの生活費に充てられている現実がある。
- ・ 議会自ら政務調査費について注意しようということで、解説を付けた手引きを作成している。手引きには支出禁止事項も付いているのであるから、市会事務局はそれに従って対象外にすべきものは対象外にすべきである。市会事務局は、タクシーの何百枚もの領収書をどうして確認しないのか。
- ・ 今年の特徴としては、大阪維新の会による区民会議への支出があげられる。政務調査費を選挙活動に使うことは禁止されているはずである。市長も「グレーゾーンだ」と発言していた。
- ・ 人件費も問題である。ある議員は、息子が経営する会社に人件費や事務所費を支出している。
- ・ 政務調査費が、日本会議、親学会やモラロジー（道徳を教えようという集まり）に使われている。このような使い方はとても鈍感であり、一部の人に対して税金を使っても平気という考えである。

3 監査対象局の陳述（25頁に詳述）

市会事務局を監査対象局とし、平成25年5月16日に市会事務局長ほか関係職員より陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務調査費交付の根拠法令等

ア 地方自治法

法第100条第14項及び第15項において、普通地方公共団体は、条例

の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされ、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされている。

イ 大阪市会政務調査費の交付に関する条例及び大阪市会政務調査費の交付に関する規則

条例及び規則の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 趣旨及び交付対象

大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付する政務調査費について必要な事項を定め、交付対象は、大阪市会における会派（以下「会派」という。）及び議員（会派への政務調査費の月額95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(イ) 交付額及び交付日

政務調査費の月額は次表のとおりであり、大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年12月26日条例第94号）に基づき、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間は、規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とするとされており、原則として各月の10日に当月分を交付している。

（単位：円）

交付対象	23年1月～25年3月	
	条例月額	特例減額後
会派	570,000	513,000
会派及び議員交付の場合の会派	95,000	85,500
交付対象議員	475,000	427,500

(ウ) 使途基準

政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員（以下「交付先会派等」という。）は、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならないとされ、使途基準については、次表のとおりである。

費目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務調査活動のために行う視察等を含む。
研修費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費

会議費	会派における調査研究等政務調査活動のための会議に要する経費
資料作成費 ※	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資料購入費 ※	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広報・広聴費	会派が行う調査研究等政務調査活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派が行う調査研究等政務調査活動に係る事務遂行に必要な経費
事務所費	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費 ※	前各項に掲げるもののほか、会派が行う調査研究等政務調査活動に必要な経費

※ 本件について、資料作成費、資料購入費及びその他の経費については対象とされていない。

(エ) 経理責任者等

政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(オ) 収支報告書等の提出

交付先会派等は、当該年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、翌年度の4月30日までに議長へ提出しなければならないとされ、議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

(カ) 支出関係書類の保存

政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。

(キ) 政務調査費の返還

交付先会派等は、交付を受けた年度における政務調査費の総額から同年度において支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余額を市長に返還しなければならない。

ウ 大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱（平成22年4月1日施行）

要綱の主な内容は、次のとおりである。

(ア) 趣旨

政務調査費の取扱いについて必要な事項を、法第104条に規定する議長の権限に基づき定める。

(イ) 出納手続等

会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならないが、支出にあたっては、政務調査活動に要した経費の実費に充当し、原則として領収書等を徴するとともに、会派の経理責任者及び交付対象議員は、経理を明確にするため出納簿等の記載や領収書等を保存する。

また、政務調査費は他の目的等で支給される経費との重複支給を禁止するとともに、他の関係団体等と共同で政務調査活動を実施する場合は、経費の負担割合等を明らかにしなければならない。

(ウ) 対象外経費等

政務調査費は、慶弔、見舞及び餞別等の交際費的経費並びに選挙活動、政党活動、後援会活動及び私的活動に属する経費等には支出することができない。ただし、政務調査に資する経費部分については、この限りでない。

また、政務調査費を全額充当することが不相当であることが明らかかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。

(エ) 帳票類等の保存等

上記イ（ウ）に掲げる費目（事務費を除く）については、適正に帳票類等を整理し、保存するものとする。

A 調査研究費

交付先会派等が、政務調査のため出張したときは、速やかに政務調査活動記録簿（以下「記録簿」という。）に出張内容を記載し又は出張内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

交付先会派等が、他の団体又は個人に調査等を委託しようとするときは、調査委託内容、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した業務委託契約書により契約し、これらの関係書類を整理し、保存するものとする。

B 研修費

研修会、講演会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を交付先会派等において整理し、保存するものとする。

他の団体が開催する研修会、講演会等に参加したときは、交付先会派等において、記録簿に当該会議内容を記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

C 会議費

会議等に伴う飲食経費については、1件1人につき5,000円を超えるものについては、年月日、場所、相手方の氏名、会議の内容及び金額等を交付先会派等において、記録簿に記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し保存するものとする。

D 広報・広聴費

広報・広聴活動を実施した際は、交付先会派等において、記録簿に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

E 人件費

補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする。

F 事務所費

事務所を設置したときは、事務所の事務所名、所在地、延べ床面積等を記載した事務所台帳を備えるものとする。

事務所賃料を支出したときは、事務所台帳に賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

(オ) 収支報告書等の検査等

議長は、収支報告書及び領収書等の写し等（以下「収支報告書等」という。）の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員（以下「会派代表者等」という。）に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。

また、議長は、検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めるときは、会派代表者等に対しその修正を命じ、修正された収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

エ 政務調査費の手引き（平成22年3月）

平成22年3月に大阪市会において策定された手引きによれば、会派（議員）の活動は、専ら政務調査活動以外に政党活動、後援会活動等と多面的であり渾然一体となっていることが多く、明確に区分することが困難で活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適当であることが明らかな場合は、会派（議員）の政務調査活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率により按分することが必要であるとされている。

オ 監査対象局における証拠書類の確認

監査対象局職員は、要綱に基づき議長の権限行使として、収支報告書等の記載等について検査している。

市長と議長の併任協議により、市長の権限に属する事務を補助執行する監査対象局職員が、市長の権限に基づく検査を実質上実施している。

カ 会派別政務調査費収支状況について

平成23年5月から平成24年3月分の各会派別の政務調査費の収支状況は次のとおりである。

(単位：円)

会派（人数）	収入額	支出額	残 額
大阪維新の会（33名）	186,219,000	161,564,322	24,654,678
公明党（19名）	107,217,000	107,127,755	89,245
自由民主党（17名）	95,931,000	89,570,043	6,360,957
OSAKAみらい（9名）	50,787,000	49,914,737	872,263
日本共産党（8名）	45,144,000	42,980,596	2,163,404
合 計（86名）	485,298,000	451,157,453	34,140,547

(2) 監査対象局における検査の状況

監査対象局職員は、本件請求の対象とされている政務調査費の支出については、会派代表者等との連名で議長に提出される収支報告書及び領収書の写し等の書面の検査を条例・規則・要綱・手引きに基づき行っており、領収書等の記載内容から、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者等に対しその内容について確認を行い、不適切な記載があれば修正を命じているところである。

さらに、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、専門委員（弁護士及び公認会計士）に支出の妥当性について確認等を行っている。

(3) 請求人が主張する個別事項の確認内容

請求人が主張する事項について、個別に領収書等貼付用紙、監査対象局の検査状況等を確認した主な内容は、次のとおりである。

ア 大阪維新の会、自由民主党及びOSAKAみらいのタクシー代

監査対象局におけるタクシー代に係る領収書等の具体的な検査の内容は、「計数のチェック」、「領収書等の記載事項にもれがないか」、「領収書等と支出金額が合っているか」、「領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか」、「活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか」、「使途基準の範囲内で適正に執行されているか」などの観点から、記載内容等について検査を行っている。

手引きにおいて、タクシー代については「政務調査活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共の交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合には、そのタクシー代金に対して政務調査費を

充当することが可能である」と示されていることから、監査対象局は必要に応じて会派等に対し、タクシーを利用する合理的な理由について説明が可能であるかどうか確認を行い、そのうえで会派として承認され提出された領収書等の検査を行っている。

なお、監査の過程において、使用頻度が高い、あるいは、使用金額が多い者について、監査対象局に再度説明を求めたところ、監査対象局では、改めて会派代表者等から、今回監査請求の対象となったタクシー代については、すべて手引きの要件に従って支出しており、議員は本会議や委員会などの議会活動をはじめ、日々市民からの要望聴取、市民への議会活動の報告を行っており、日程がタイトとなり、タクシーを使用せざるを得ない状況が恒常的に存在する旨説明を聴取していることを確認した。

イ 大阪維新の会

(ア) 調査研究費

A 故障のための代車レンタル代

按分率は80%となっている。

監査対象局では、議員が、普段は自家用車に係るガソリン代の80%を政務調査費で充当していることを確認している。

B 大学院入学費

按分率は50%となっている。

大学院経営管理教育部の入学料として充当され、領収書等貼付用紙に記載された入学目的は、経済学や組織マネジメント、マーケティング理論等の今までの政治行政に足りない視点であった経済意識、経営意識、組織マネジメント、民間感覚という視点を身につけ、それらの視点で自治体を見つめることにより効率的かつ住民満足度の高い自治体にしていくための政策立案能力を身につけることとされている。

本大学院は、「先端的なマネジメント研究と高度に専門的な実務との架け橋となる教育体系を開発し、幅広い分野で指導的な役割を果たす個性ある人材を養成すること」などを理念としており、学生は、起業や事業再生マネジメント能力を有する人材の育成などを目指す「事業創再生マネジメント」などのプログラムから構成される授業科目を履修することとなっている。

なお、監査対象局は、議員の政策立案能力等の向上のため、政務調査費より公共政策大学院の学費を支出することは可能と解された平成18年11月の東京高裁の裁判例があることを確認しているが、学費に係る裁判例であったため、入学金についての充当の可否について、監査対象局に説明を求めたところ、専門委員から、本市施策に関連し政務調査活動に資するものであれば充当は認められる旨の見解を得ているとの説明があった。

C 法律相談

30,000円×6月分（6月・7月・10月・12月・2月・3月）となっている。

監査対象局では、会派から政務調査活動との関連を説明できる旨聴取していたが、監査対象局に具体的な相談内容について再度説明を求めたところ、議員から、議会での質疑や政策の判断、構築及び条例や市の施策について検討するにあたってのリーガルチェックであることを確認している。

D 親学会議参加費

領収書に「講演会参加費として」、領収書等貼付用紙に「親学講演会参加費（教育基本条例について）」と記載されている。

監査対象局は、「親学」についてホームページで確認し、親学として子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資するものであると判断している。

E 登記簿謄本、公図4件

監査対象局は、議員から倒木により市民に危害を加える可能性がある立木に対応するための所有者確認、陳情のあった市道認定にかかる調査のための土地所有者確認、不適正な固定資産税の賦課があったとの市民からの申し出に対応するための不動産所有者確認などの調査経費であることを確認している。

(イ) 会議費

A 市精神保健福祉審議会

本審議会の出席に要した駐車代として充当されている。対象議員は、本件審議会の委員となっている（委員報酬 審議会1回当たり16,500円）。

なお、請求人は、審議会経費は報酬で支払うべきとしており、監査対象局が確認したところ、本件駐車代1,000円について、平成25年6月6日に当該会派より議長あて収支報告書の訂正届が提出され、同日、当該会派から市長あて戻入されている。

B 教育を語る会関連

領収書等貼付用紙に「区教育を語る会議（意見交換会）時の会場使用代」と記載されていたが、監査対象局がさらに詳細な記載を求めたところ、「区の教育現場の現況についての意見交換会時の会場使用料」との記載を得た旨の説明を受けた。

C 大阪1区府市会議員意見交換会

領収書及び領収書等貼付用紙には「大阪1区府市会議員意見交換会」とは記載されているが、請求人が言う「第1選挙区議員会」との記載はない。

監査対象局は、議員から選挙関係の会合ではなく、大阪1区内の府・市議会議員が集まり市政に関する会合を行っている旨の説

明を聴取し、会派から会場費の実費部分について、ホテルから領収書が出ている旨の説明を聴取している。

D 親学会、教育再生会議駐車場代

領収書等貼付用紙に「親学推進協会会議参加費1,600円按分率80%」、「教育再生会議駐車代900円按分率100%」と記載されている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、親学推進協議会会議は1部・2部で構成され、1部のみ途中からの出席となったため、1部の参加費の80%を充当したこと、教育再生会議は日本教育再生機構の会議であり、教科書採択や道徳教育、教育委員会のあり方等について意見聴取していることを確認している。

「親学」についての監査対象局の考え方は「(ア) 調査研究費」の場合と同じである。

(ウ) 研修費

A 親学会議参加費

監査対象局は、会派から説明を聴取し、会議が1部・2部で構成され2部に懇親会が含まれており、2部にも出席した場合は按分率を50%にしていることを確認している。

「親学」についての監査対象局の考え方は「(ア) 調査研究費」の場合と同じである。

B 市商連主催女性部教養講座受講料

按分率は50%となっている。

監査対象局は、議員から、女性向けの講座であり女性の生き方を学ぶことができ、本市女性施策に資する政務調査活動である旨、また、多くの参加女性や主催者から、女性の観点から商店街活性化策などの意見を聞くことができる旨の説明を受けている。

C 日本防災士会及び防災士会会議駐車場

日本防災士会については按分率は80%となっている。

領収書等貼付用紙に「(日本防災士会) 市民の防災の為研修」と記載されており、当初、監査対象局は議員から研修に係る按分率の説明を受けていたが、監査対象局が議員に再確認したところ、年会費への充当であり、支出内容の記載誤りであることが確認された。さらに監査対象局は、議員から年会費を払わないと会員になれず、会員でなければ会議や研修会に出られない旨の説明を聴取している。

監査対象局では、防災士会経費は、本市防災施策に資する政務調査活動関連経費であると判断している。

D 講演の意見聴取

領収書に「勉強会参加費として」、領収書等貼付用紙に「講演の後意見聴取のため出席・主催者より女性の企業進出の問題点の

広聴希望のため」と記載されている。

監査対象局では、主催者のホームページを確認し、本市女性施策に有効であると判断している。

E 教科書改善シンポ

領収書に「シンポジウム参加費」、領収書等貼付用紙に「教科書改善シンポジウム大阪参加費」と記載されている。監査対象局では、日本教育再生機構のホームページで「教科書改善シンポジウム」の内容を確認しており、当該シンポジウムへの参加は、本市の教育行政に資するものと判断している。

(エ) 広報・広聴費

A 会合参加費

按分率は40%となっている。

領収書に「会費代として」、領収書等貼付用紙に「会合参加費 青少年指導の方法など」JCと大阪市政との関わりを話し合うための会合」、「選挙後のため、通常より按分率を0.8倍小さくしています」と記載しており、監査対象局では、本市教育行政に資するものと判断している。

B 商店会会費

按分率は80%となっている。

監査対象局は、ホームページで当該商店会について確認し、大阪市商店会総連盟に属し、地域コミュニティづくりに貢献していることを確認するとともに、議員から説明を聴取し、地域住民としての資格で加入する団体の会費ではなく、商店街活性化等の地域振興施策に関する意見聴取を行うものであることを確認している。

C 個人演説会告知ポスター

按分率は50%となっている。

当初、領収書等貼付用紙に「個人演説告知ポスター関連用品」と記載されており、掲示に要する備品経費に充当していたが、監査対象局がより詳細な記載を求めたところ、「議員団活動報告」と追記されたことから、市民に対する広報を行うものと判断している。

D 区を語る会ポスター

按分率は80%となっている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、個人活動ではなく、区民を対象に市政報告を行い、意見・要望を聴取するための会合である旨確認している。

E 街宣車道路使用届

街宣車使用届に係る証紙代である。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、街頭における市政報告

であることを確認している。

(オ) 人件費

支払者が会派となっている3名分については、領収書等貼付用紙に会派控室内の政務調査補助職員給与等と記載されており、支払者が議員となっている秘書に対する支出については、それぞれに固有の按分率が適用されている。

監査対象局は、請求の対象となっている会派及び議員の補助職員等について、手引きに規定されている職員雇用台帳が備えられていることを確認している。

手引きにおいて、人件費は、会派（議員）が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費とされており、秘書を除外する規定は存在しない。

(カ) 事務所費

按分率は80%となっている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、市政事務所が商店街に面しており、市政相談者が自転車の駐車等で商店街を利用するために必要となる経費であることを確認している。

(キ) 区民会議（会派及び個人）

区民会議の開催に関する会場、備品、印刷代等として充当されている。

大阪維新の会市会議員団は、区民会議経費への政務調査費支出について見解を表明し、区民会議の目的は、区民の意思を区政及び市政に反映させるために広聴活動を行うことであり、その経費に政務調査費を充当できることは、規則からも明らかであるとしている。また、100%純粋な政務調査活動とは言えない発言などが行われることを認識し、その割合を考慮したうえで、議員団の団費など各議員の持ち出しで政治活動部分として20%をまかない、政務調査部分として80%を政務調査費でまかなっているとしている。

監査対象局は、当該会派に対し、区民会議の経費が「会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費」であることを確認するとともに、その按分率が実際に80%に統一されていることを確認している。

また、請求人より摘示のあった区における区民会議の様子が記録されたインターネット上の録画映像について、監査対象局からは、一部に会派に対する支援を呼び掛ける発言も見受けられるものの、会議の構成としては、市政に関する施策をテーマに市民を交えて討論を行っているものであり、按分をしたうえで政務調査費を充当することは不適切ではないと判断している旨の説明を受けた。

ウ 自由民主党

(ア) 調査研究費

A 自民党女性局研究会

領収書等貼付用紙に「自民党女性局政策研究会参加交通費」と記載されており、監査対象局は、議員のホームページを確認し、当該研究会の報告として、特に、震災復興・防災対策に係る記事が掲載されていることを確認している。

B 地域振興大会出席

国際会議場の駐車場代である。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、市政の課題について市民との意見交換や市政報告を行い、市民の市政への意見・要望を聴取したことを確認している。

C 大学院前期入学金

領収書等貼付用紙に「創造都市研究科大学院前期課程入学金」と記載されている。本大学研究科は、「都市ビジネス」、「都市政策」及び「都市情報学」の3専攻を設置し、関西を中心とする都市圏の経済・社会の発展を担う指導的人材の養成を目的としており、監査対象局は、対象議員が「都市政策」の「都市公共政策研究分野」を専攻していることを確認している。

入学金の充当の可否についての考え方は、「イ 大阪維新の会(ア) 調査研究費」の場合と同じである。

D 調査委託費

領収書に「大阪市政に関するアンケート調査について 設計及び分析業務」と記載されている。

監査対象局は、対象となっている議員が領収書に記載されている業者と当該業務委託契約を締結していることを確認している。

(イ) 研修費

A モラロジー会費等

領収書に「個人維持員研修会」、領収書等貼付用紙に「モラロジー個人維持員研修会参加費」と記載されている。

監査対象局は、「モラロジー」について、倫理道德に基づく社会教育について研究することは本市教育行政に資するものと判断している。

B 日本会議参加費等（親学関係含む。）

監査対象局は、各議員の領収書及び領収書等貼付用紙の記載内容を確認するほか、ホームページで講演内容を確認しており、「親学」については、親学として、子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると判断している。

領収書等貼付用紙の一部に、領土問題・女性宮家等の記載のあるものについて、監査対象局に政務調査活動との関連について説明を求めたところ、監査対象局は、再度会派に確認を行い、「市

会から国に対して意見書を提出しており、常任委員会で関連陳情書を審査することもあり、会派として情報を収集する必要がある」旨の説明を聴取している。

C 教育者研究会

領収書に「第48回教育者研究会参加費」、領収書等貼付用紙に「教育者研究会」と記載されている。

監査対象局は、モラロジー研究所平成23年度年次報告教育者研究会開催一覧において、本市教育委員会が後援していることを確認しており、倫理道德に基づく社会教育について研究することは本市教育行政に資するものと判断している。

D モラロジーセミナー

領収書に「モラロジー生涯学習セミナー」、領収書等貼付用紙に「モラロジー生涯学習セミナー参加費」と記載されている。

監査対象局は、モラロジー研究所平成23年度年次報告モラロジー生涯学習セミナー開催一覧において、本市西淀川区、本市教育委員会の後援を得ていることを確認しており、倫理道德に基づく社会教育について研究することは本市教育行政に資するものと判断している。

E ニューモラル

領収書に「教育者研修会」、領収書等貼付用紙に「会費 教育者研修会参加」と記載されている。

監査対象局では、モラロジーに関するものであり、本市教育行政に資するものと判断している。

F 駐車場代

領収書等貼付用紙に「自民党女性局講演」と記載されており、監査対象局では、テーマが「被災地における自衛隊の活動」であり、被災地支援のあり方の観点から、政務調査活動の範囲と判断している。

G 司法書士会との勉強会

按分率は50%となっている。

ホテル発行の領収書に「司法書士会との勉強会」、領収書等貼付用紙に「勉強会参加費 お茶代含むため」と記載されている。

監査対象局は、司法書士会のホームページで、リーガルサポート等がテーマになっていることを把握するとともに、ホテル発行の領収書の件について、議員から説明を聴取し、司法書士会に領収書の発行を依頼したところ、会場使用料、お茶代の実費分についてホテルから領収書を出すことになった旨確認している。

(ウ) 広報・広聴費

日本会議参加費（親学会議）として充当されている。

監査対象局は、親学として、子ども・教育のあり方について学習

することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると判断している。

(エ) 人件費

政務調査補助職員委託費として充当されている。

監査対象局は、対象となっている議員が3名の出向契約を締結していることを確認している。

(オ) 事務所費

A 資金移動

事務所賃借料として充当されている。

監査対象局は、資金移動とは、会派が借主となって貸主である議員等に対して賃借料を振り込んでいるものであり、請求人が摘示するものについて、それぞれの事務所届及び賃貸借契約書を確認している。

B 事務所賃借料

監査対象局は、議員が会派に事務所届を提出し、会派が借主となって賃貸借契約を締結しており、事務所届及び賃貸借契約書を確認するとともに、契約書で、水道光熱費を含むことが定められていることを確認している。

エ O S A K A みらい

(ア) 調査研究費

A 大学教授講演会参加

領収書等貼付用紙に「大阪市財政について意見交換会（参加費）」と記載されている。

監査対象局は、会派から説明を聴取し、教授の担当科目が地方財政論であり、大阪市政調査会発行の「市政研究」誌上に大阪市の予算の分析と評価と題する論文を執筆していることを確認している。

(イ) 事務所費

A 下水配管、玄関及び車椅子スロープ改修工事

按分率は80%となっている。

領収書に「配管工事代」及び「玄関・車椅子スロープ改修工事」と記載されている。

監査対象局は、当初、議員から、いずれの工事も契約書の規定により賃借人負担となっている旨説明を受けていたが、監査対象局が議員に再確認を求めたところ、「玄関・車椅子スロープ」については契約書の規定により、「配管工事」については賃貸人との協議により、賃借人である議員が工事費を負担することとなっている旨確認している。

B 道路占用料（事務所テント）

払込金受領証に「道路占用料」と記載されている。

監査対象局は、議員から説明を聴取し、事務所入り口のテントが歩道にかかっているための占用料の支払いであり、事務所維持費の一部である旨確認している。

(ウ) 広報・広聴費

A 市退協総会会費

按分率は90%となっている。

領収書に「第51回定期総会会費」と記載されている。

監査対象局は、市退協総会会費と政務調査活動との関係が判然としないため、議員に確認を求め、個人的な資格での参加ではなく、政務調査活動であることを確認するとともに、議員から大阪市退職公務員協議会第51回定期総会次第の提出を受け、総会終了後に意見交換の場を持っており、一例として東日本大震災を受けて大阪市の防災計画の見直し、特に地域防災計画について議論した旨の説明を聴取している。

B 商店街会費11か月分

按分率は80%となっている。

領収書等貼付用紙に「地域団体会合会費（商店街運営と活性化の協議）」と記載されており、監査対象局は、会派から商店街の活性化等市政に関する意見聴取を行った旨の説明を聴取している。

C 社協年会費

按分率は80%となっている。

領収書に「年会費」、領収書等貼付用紙に「地域団体会合会費（地区の福祉政策についての協議）」と記載されており、監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取している。

D 社協懇親会会費

按分率は80%となっている。

領収書に「社協懇親会会費・意見交換会」、領収書等貼付用紙に「まちづくりについての意見交換会」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取しており、議員から領収書の意見交換会の記載は、議員自らがメモ書きしたものである旨の説明を聴取している。

E まちづくり会費等

按分率は80%となっている。

領収書に「まちづくり意見交換会・資料代」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取している。

F 商店街

按分率は80%となっている。

領収書に「商店会事業意見交換会」、領収書等貼付用紙に「地域団体合会会費（商店街事業についての意見交換）」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動である旨の説明を聴取している。

G 社協総会

按分率は80%となっている。

領収書に「社協総会（地域社会福祉について協議）」と記載されている。

監査対象局は、会派から議員としての業務ではない旨の説明を聴取している。

H 区政協力会費

領収書に「平成23年度区政協力会費」と記載されている。

監査対象局は、会派から政務調査活動である旨の説明を聴取するとともに、議員から地域振興会をはじめ各種団体が参加する会合に参加し、区政についての意見聴取・意見交換を行うための会費であり、本市地域振興に資する政務調査活動である旨の説明を聴取している。

I 村史の会会費

領収書に「村史の会平成23年度年会費」、領収書等貼付用紙に「村史の会平成23年度年会費（地域の現状把握と意見交換の場として）」と記載されている。

監査対象局は、会派から政務調査活動である旨の説明を聴取するとともに、村史の会のホームページで、その活動目的が、村の歴史を旧地名調査・文献調査等を通じて明らかにし、次の世代へと引き継ぐことである旨確認し、その場で意見を聴取することは本市地域振興に資する政務調査活動であると判断している。

J 子ども会会費

領収書に「平成23年度区子ども会育成連合協議会総会参加費」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動であることを聴取するとともに、議員から少子化の中で将来を担う子どもたちのためにボランティア活動関係者と意見交換を行った旨の説明を聴取している。

K 青経会参加費

領収書に「会費として」、領収書等貼付用紙に「会費（青経会総会）」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動であることを聴取するとともに、議員から青年経営者協議会総会式次第の提出を受け、総会に参加し、参加者と意見交換することは、

本市経済施策に資する政務調査活動である旨の説明を聴取している。

L 司法書士会会費

領収書に「大阪司法書士会市政要望の会」と記載されている。

監査対象局は、会派から個人活動ではなく、政務調査活動であることを聴取するとともに、ホームページで大阪司法書士会の活動報告を確認し、本会では成年後見制度利用支援事業の現状についてのレポートがあり、議員側から自治体の取り扱い状況など活発な質疑応答があったとの報告が掲載されている旨確認している。

M 公園愛護会会費

領収書に「公園愛護会参加費として」と記載されている。

監査対象局は、会派が政務調査活動であるとの合理的な説明が可能であることを確認するとともに、ホームページで地区公園愛護会について、校下地域活動協議会に参画し、地域活動に貢献していることを確認し、本市地域振興に資する政務調査活動であると判断している。

N 総会参加費

領収書に「総会・懇親会費」と記載されている。

監査対象局は、議員から中学校PTAのOB総会であり、中学校の教育の進展と学校と地域を結び付ける取組みを行っている旨の説明を聴取している。

O 区新年互礼会会費

領収書に「平成24年新年互礼会会費」と記載されている。

監査対象局は、会派から政務調査活動であることを聴取するとともに、議員から市政についての意見交換・報告を行い、本市地域振興に資する政務調査活動である旨の説明を聴取している。

(4) 収支報告書の訂正

今回の監査の過程において、請求人が主張する以外においても、会派内における按分率の不整合等、確認を要すると考えられるものが見受けられ、監査対象局に確認を求めたところ、これらのうち、大阪維新の会に係るもの50,489円（請求人が主張する「市精神保健福祉審議会駐車代1,000円」を含む。）、自由民主党に係るもの6,035円について、平成25年6月6日に当該会派より議長あて収支報告書の訂正届が提出され、同日、当該会派から市長あて戻入されている。

2 監査対象局の陳述

政務調査費制度は、平成12年4月に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行を受け、同年5月、法が改正され、「議会の審議能力を強化し議会の活性化を図るため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から」、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付する

ことができる。」制度として発足したものである。

法第100条第14項及び第15項が根拠となっているが、第14項では「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することができる」とされており、第15項では「政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定められている。これに基づき、本市では、条例及び規則が平成13年4月に制定されたところである。

また、大阪市会として、これまで政務調査費の透明化にも取り組んできた。

平成18年には、議員提案により条例を改正し、収支報告書に1件につき5万円以上の支出についてその領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、大阪市会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す、要綱を制定した。さらに、政務調査費の支出にあたって、適正な取扱いを期するための判断基準を示す「手引き」が作成された。

なお、手引きの作成に際しては、全国都道府県議会議長会が示した「政務調査費の使途の基本的な考え方」を基本指針としたうえで、弁護士等からの意見・助言を踏まえた内容となっている。

さらに、平成22年度交付分からは、収支報告書にすべての領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、「手引き」についても改訂が行われたところである。

政務調査費をめぐるのは、平成22年4月の最高裁判決では、「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならぬとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあると解される。」と判示されている。

収支報告書等の検査については、要綱第6条第1項において、「議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し等の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。」と定められている一方、同項但書においては、「検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。」と定められているところである。

また、同条第2項においては、「議長は、前項の検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、その修正を命ずることができる。」と定められている。

市会事務局では、この規定に従い、政務調査費の支出について、領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しの添付があり、条例・規則・要綱に基づき会派の代表者及び経理責任者との連名で議長に提出される収支報告書及び領収書の写し等の記載の検査を行っており、領収書等の記載内容から、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者や経理責任者に対しその内容について確認を行い、不適切な記載があれば修正を命じているところである。

平成24年7月23日付監査結果通知において、「政務調査費の適正支出の確保は、第一次的には交付を受けた各会派、各議員において自律的に行うべきものであることは言うまでもなく、市会におかれては、これまでも政務調査制度について各種の改善に取り組まれてきたところではあるが、今後、社会通念の変化等にもより敏感に配意され、政務調査費を適正・適切に使用するための取組をなお一層推進され、引き続き、市民からの信頼の下、成熟した政務調査活動を実践されることを大いに期待する。」との所感が付記されたところであり、大阪市会として、法の改正等社会情勢の変化や他都市の動向等を踏まえ、本年4月に手引きの見直しも実施されたところである。

政務調査費交付にかかる諸手続きについて、条例第5条において、使途基準については「政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務調査費を市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。」と定められており、また、第7条においては、収支報告書等の提出方法について「政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。」と定められている。

また、規則第4条において、使途基準について別表で定め、第5条において、収支報告書の様式及び領収書等の写しの提出方法について定められている。

さらに、要綱第2条において、「会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。」、「政務調査費の支出にあたっては、政務調査活動に要した経費の実費に充当しなければならない。」など出納手続等を定め、また、支出制限として、要綱第3条第1項において政務調査費を支出できない経費を列举するとともに、第2項において「会派

及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務調査費を全額充当することが不相当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。」と定めている。

収支報告書等の検査等については、先ほど説明したとおり、要綱第6条第1項及び第2項において、「議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し等の記載を検査し、必要があると認めるときは、収支報告書等の記載について説明を求めることができる。ただし、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。」、「収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めたときは、その修正を命ずることができる。」と定めているところである。

市会事務局における領収書等の具体的な検査の内容であるが、計数のチェック、領収書等の記載事項にもれがないか、領収書等と支出金額が合っているか、要綱第3条に定める政務調査費を充当することができない経費ではないか、当該年度の支出であるか、領収書のあて名やただし書が適切であるか、領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか、活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか、領収書等貼付用紙に記載もれがないか、領収書等貼付用紙の記載内容（支出年月日、支出額、使用者など）と領収書等に齟齬がないか、按分が採用されている場合、関連のある経費について、按分率の整合性がとれているか、他の目的等で支給される経費と重複して支出していないかといった視点から領収書等の記載内容について検査を行っており、不明な点や疑義がある場合など必要に応じて、会派代表者や経理責任者に対しその内容について確認を行い、不適切な記載があれば修正を命じているところである。

続いて、本件請求の対象とされている事項についてであるが、タクシー代については、政務調査費の使途の例として、「手引き」において、交通費等（バス代、電車代、タクシー代、航空賃、船賃、高速料金、駐車場代、ガソリン代、バス借上げ代等）と示されている。

タクシーの使用については、手引きにおいて「政務調査活動にあたって、不案内な地域の移動や、公共の交通機関の利用が困難な場合、急を要する場合、議員に身体的な支障がある場合等、タクシーを利用する合理的な理由がある場合には、そのタクシー代金に対して政務調査費を充当することが可能である」と示されていることから、先ほど説明した領収書等の記載内容についての検査に加えて、必要に応じて会派代表者や経理責任者に対し、タクシーを利用する合理的な理由について説明が可能かどうか確認を求め、そのうえで会派として提出された領収書について検査を行っている。

次に、区民会議であるが、規則では、政務調査費の使途基準として「広報・広聴費」が規定されており、その定義の中に「会派の政策等に対する

要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費」が含まれており、「手引き」では、「会派が市政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動」、「会派が市民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動」などが政務調査活動として示されている。

また、要綱第3条第1項において、支出制限として、支出できない経費を列挙するとともに、第2項において「会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務調査費を全額充当することが不適当であることが明らかなる場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。」と定められている。

本件請求の対象とされている区民会議に関する支出については、平成23年度の収支報告書等の議長検査にあたり、会派から区民会議の経費の80%が政務調査費の広報・広聴費とする領収書等が提出されたことから、当該会派に対し、区民会議の経費は「会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費」であること及びその按分率は統一されていることの確認を行っている。

次に、政務調査費における人件費であるが、規則第4条に定める使途基準において、「会派（議員）が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費」と定められている。

人件費の使途の例としては、「手引き」において「給料、各種手当、アルバイト賃金、社会保険料等」と示されている。

また、要綱第4条において、補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものと定められており、さらに、職員雇用台帳については、会派において適正に整理し、保存するものとされている。

本件請求の対象とされている秘書給与については、領収書等貼付用紙には秘書給与との記載はされているものの、政務調査活動を補助する職員に対する給与であり、実態に則して適切に按分している旨当該会派に対し確認している。

なお、市会事務局としては、毎年度当初、会派に対して、支出の根拠となる職員雇用台帳及び領収書等証憑類について、要綱の規定に基づき適正な整理・保存を行うよう周知し、各会派において確認いただいている。

次に、日本会議、親学会議等各種会議に関する経費については、領収書等が提出された際、その研修会や会議の目的が政務調査に資するものであるか、会費については、その団体の活動内容や実態が政務調査活動に資するものであるか、議員が一般の地域住民としての資格等、個人的な資格で加入している団体の会費ではないかなど必要に応じて会派に対し説明を求めるなど、適宜確認を行っている。

次に、大学、大学院への入学金等の支出については、平成18年11月東京高裁において、「研究、教育内容に照らせば、議員の通学は、議員個人の

能力を高め、それを区政に還元させることを目的としたものであり、また客観的にも区政の充実に役立つものとみることができるから、これを区政とは関係のない議員個人の知識、能力の取得にとどまるものであるということは到底できない。」との判決が示されており、また、当該会派からは、政策立案能力を身につけることを目的としており、市政に関する調査研究活動に資するものであるとの説明を受けている。

次に、資金移動として自民党会派から議員指定の金融機関口座へ事務所費が振り込まれている件についてであるが、会派に支給される政務調査費振込み用口座から各事務所賃料の支払い先へ振込み・振替えを行っているものである。

政務調査費の支出にあたっては、法や条例等の趣旨及び規定に従い検査を行っているところであり、不明な点や疑義がある場合などについては適宜会派に確認し、不適切な記載は修正を求めているところである。

したがって、当該交付金の執行にあたり、公金の支出及び債権管理については適正に事務を執行しているものとする。

3 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、会派に交付された政務調査費について、明らかにその使途基準に反する支出、あるいは目的外の支出がなされているにもかかわらず、本市職員等に職務上の注意義務違反があり、違法不当な公金支出（精算確定）がある旨主張しているものと解される。

政務調査費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであるところ、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとすると、当該支出に関する調査研究活動の目的、内容等を推知され、その会派又は議員の活動に対して、執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ議員の調査研究活動の基盤の充実という政務調査費交付制度の趣旨、目的を損なうおそれがあるとされている。

一方で、政務調査費の適正支出の確保は、第一次的には交付を受けた各会派、各議員において自律的に行うべきものであって、政務調査費の適正支出の確保の名の下に、執行機関が調査研究活動に対して不当な干渉を及ぼすことが許されないことは言うまでもないが、他方、政務調査費制度は、その使途の透明性を確保することも併せて企図されており、執行機関が合理的な範囲で政務調査費の使途について調査することまで否定されるものではなく、その範囲においては、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないとされている。

そうすると、本市職員等としては、政務調査費の支出が、一見して市政

とは無関係であるとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、支出の必要性や合理性を欠き、政務調査費の支出が適正になされていないのではないかと明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、具体的な調査をすべき職務上の義務があると解すべきであり、それにもかかわらず、本市職員等が何らの対応等もとらない場合は、違法となる場合があると言ふべきである。

以下、請求人が問題とする各点に沿い、具体的に判断する。

- (1) 手引きに定められた要件に該当することが確認できないタクシーの利用があるとする点について

請求人は、請求の対象とした3会派すべてのタクシー利用について、手引きに定められた要件に該当することが明らかではないにもかかわらず、政務調査費がタクシー代に充当されている旨主張する。

これに対して、監査対象局は、タクシーを利用する合理的な理由について会派等による説明が可能である旨確認を行ったうえで、会派から提出された領収書等について、記載事項にもれがないか等の形式的な観点に加え、「領収書の発行時間が早朝や深夜であるなど不自然さはないか」、「活動場所が大阪市内でない場合に合理的な説明ができるか」などの観点からも検査を行い、必要に応じて会派代表者や経理責任者に対し確認を求めている旨説明する。

この点、領収書等から確認できるタクシーの利用状況から、手引きに定められた要件に該当しない利用であることが明らかに疑われるべき事情にあるにもかかわらず、本市職員等が必要な調査を行わなかった場合には、本市職員等に注意義務違反があると解すべきである。

監査対象局においては、タクシー代の政務調査費への充当について、領収書等の記載内容から、手引きに定められた要件に該当するか否かを確認することは困難であるものの、使用区間や使用時間から各会派等に確認が必要と考えられるものについては、会派代表者等からの説明を聴取しており、請求人が本件請求の対象としているタクシー代の支出については、手引きに定める要件の充足性について、改めて会派代表者等に対して確認を行っていることが認められる。

そうすると、領収書等の記載内容から手引きの要件に該当しない使用実態の有無を確認することが困難であるとはいえ、明らかに不適切な使用が疑われる場合に必要調査を行っていない等の事情はうかがえないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

なお、タクシーの使用状況を個人別にみた場合に、使用頻度の高い者が見受けられたので、監査対象局に確認を求めたところ、監査対象局では、使用者である議員に直接確認し、時間的な余裕がない場合が多々あり、タクシーを利用する旨の説明を聴取していることが認められ、さらに調査を行うとしても、領収書等の記載内容から手引きの要件に該当しない使用実態の有無を確認することは困難であるとはいえ、必要な調査

を実施していないなどの事情はうかがえないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

- (2) 大阪維新の会大阪市議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。

この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

請求人が問題とする大阪維新の会市議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

請求人は、故障のための代車レンタル代、大学院入学金、法律相談に係る支出、親学会参加費、登記簿謄本等の取得に要した経費の支出が、政務調査費の対象外、あるいは目的外の支出にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、監査対象局は、故障のための代車レンタル代、大学院入学金については、そもそも領収書等に記載されている按分率や具体的な目的などに加え、監査対象局が追加確認した内容、専門委員の意見、裁判例等を総合的に勘案し、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。

また、法律相談に係る支出、登記簿謄本等の取得に要した経費については、監査対象局がそれぞれ対象となる議員に直接、政務調査費に充当する具体的な根拠を確認したうえで、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。

さらに、親学会参加費については、監査対象局が「親学」についてホームページで確認し、本市の教育行政に資する政務調査活動である旨判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

イ 会議費

請求人は、教育を語る会、府市議員意見交換会、親学会、教育再生会議への参加が個人活動にあたるほか、市の審議会出席に係る駐車代について、対象議員が当該審議会の委員である場合に政務調査費を充当することは不適切な充当にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、教育を語る会については、監査対象局は領収書等貼付用紙に詳細な記載を求め、より具体的な内容を把

握しており、府市会議員意見交換会については、監査対象局が直接議員から選挙関係の会合ではない旨聴取し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。また、「親学」に関するものについては「ア 調査研究費」で記述したとおり、監査対象局による確認が行われており、教育再生会議についても直接議員から説明を聴取し、それぞれ政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

一方、市の審議会出席に係る駐車代については、対象議員が当該審議会の委員となっており、委員に対する報酬（会議1回当たり16,500円）が支給されていることから、請求人が主張するとおり、当該駐車代については、審議会報酬により支弁すべきであり、政務調査費を充当することは不適切であると考えられる。これは、監査対象局において必要な調査が行われないまま公金支出が行われたということであり、本市職員等に注意義務違反があったという点は否めない。

しかしながら、平成25年6月6日に市会議長あて収支報告書の訂正届が提出され、当該駐車代1,000円については、既に市長あて返還がなされており、請求人が主張する、違法な公金の支出（精算確定）による本市の損害は既に補填されていると言わざるを得ず、請求には理由がないと言うほかない。

ウ 研修費

請求人は、親学関係会議、市商連主催女性部教養講座、防災士会関係、教科書改善シンポジウム等への参加が個人活動にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、「親学」に関するものについては「ア 調査研究費」で記述したとおり、監査対象局による確認が行われており、市商連主催女性部教養講座、防災士会関係については、監査対象局が直接議員から説明を聴取し、それぞれ政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

また、教科書改善シンポジウム等の参加費については、監査対象局がホームページを確認し、同シンポジウム等への参加が本市の教育行政等に資する政務調査活動にあると判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

エ 広報・広聴費

請求人は、会合参加費、商店会会費、ポスター関係経費が個人活動に係る経費支出であり、街宣車道路使用届に係る支出は政務調査費の対象外である旨主張する。

これらの各支出についてみると、監査対象局は、領収書等貼付用紙に記載された支出内容及び目的、さらには按分率等を考慮し、必要に応じ、議員から直接説明を聴取するほか、領収書等貼付用紙にさらに詳細な記載を求め、それらの内容から総合的に政務調査活動である旨判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

オ 人件費

請求人は、会派の補助職員に対する人件費の支出根拠が不明であり、議員の秘書に対する人件費が政務調査費の対象外である旨主張する。

これに対して、監査対象局は、秘書を対象外とする規定が存在せず、会派の補助職員及び議員の秘書について、職員雇用台帳が備えられており、それぞれで判断された按分率が用いられている旨説明する。

この点、そもそも請求人が、人件費を100%負担する根拠が不明であると主張し、秘書を対象外であると主張する根拠が不明確であるという点はさて措くとしても、雇用そのものの疑義も含めた主張と解した場合、監査対象局において、請求人が摘示する補助職員、秘書のすべてについて職員雇用台帳が確認されていることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

カ 事務所費

請求人は、商店街管理費の支出が個人活動に係る支出にあたる旨主張する。

これに対して、監査対象局は、議員から直接説明を聴取し、市政相談者の自転車利用に係る負担であることを確認し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

キ 区民会議（会派分・個人分）関係経費

請求人は、大阪維新の会区民会議に係る支出が、要綱で禁止されている選挙活動に属する経費にあたる旨主張する。

これに対して、監査対象局は、大阪維新の会市会議員団が表明する区民会議の目的を把握するとともに、按分率を80%としていること、さらに請求人が示す録画映像の確認を行ったうえで、政務調査費充当の妥当性を判断している旨説明する。

この点、請求人が示す録画映像を今回の監査で確認した限りでは、80%の按分率は不適切と判別されるが、録画映像が区民会議の一部を収録したものであり、按分率の適否を判断することは困難である。

そうすると、監査対象局は、区民会議関係経費について、必要と認められる調査を行い、按分している考え方について不適切とまでは言えない旨判断していることが認められるのであるから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

- (3) 自由民主党大阪市議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。

この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

請求人が問題とする自由民主党大阪市議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

請求人は、自民党女性局研究会、地域振興大会、大学院前期入学金及び調査委託に係る支出が、政党活動または個人活動に係る支出である旨主張する。

これらの各支出についてみると、自民党女性局研究会については、監査対象局が、対象となっている議員のホームページよりその内容を確認し、地域振興大会出席については、監査対象局が直接議員から説明を聴取し、政務調査費の充当を妥当であると判断していることが認められる。

また、大学院前期入学金については、監査対象局では、専門委員（弁護士）からの意見や裁判例、さらには対象議員が選択している専攻等を総合的に勘案し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

さらに、調査委託費については、請求人が主張するような報告書の公開までも求められるものではないが、調査委託契約の存否を問題とした主張と解した場合、監査対象局が議員から当該契約書の写しの提出を受け、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

イ 研修費、会議費及び広報・広聴費

請求人は、モラロジー会費等、日本会議（親学講演会）参加費、教育者研究会参加費、モラロジーセミナー参加費、ニューモラル（教育者研修会）参加費、親学会議参加費等の支出が、個人活動に係る支出

にあたる旨主張する。

これらの各支出についてみると、モラロジー関係（教育者研究会、セミナー、教育者研修会を含む。）については、監査対象局では、主催団体の年次報告や市会から国に対する意見書等を確認し、政務調査活動にあたりと判断しており、日本会議（親学講演会）参加費については、ホームページにより講演内容を確認し、本市教育行政に資する政務調査活動にあたりと判断していることが認められる。

また、親学会議参加費については、監査対象局は、親学として、子ども・教育のあり方について学習することは本市の教育行政に資する政務調査活動であると認識し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、これらの支出については、明らかに疑われるべき事情等が認められないことから、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

ウ 人件費

請求人は、委託料の支出について、内容、成果が不明である旨主張する。

請求人が、成果が不明であるとする根拠は不明確であるが、委託契約の存否に疑義があると解した場合、監査対象局は、領収書等貼付用紙の記載内容及び出向契約に係る契約書を確認し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

エ 事務所費

請求人は、資金移動の方法による事務所費の支出そのものが不明なもの、事務所賃借料について内容が不明なものがある旨主張する。

監査対象局では、資金移動とは、会派が借主となって貸主である議員等に対して賃借料を振り込んでいるものであることを確認するとともに、請求人が摘示するものについて、それぞれの事務所届及び賃貸借契約書を確認していることが認められる。

また、請求人が、事務所賃借料について内容が不明とするものについては、監査対象局では、領収書等貼付用紙に添付された各月の領収証のほか、事務所届及び賃貸借契約書を確認していることが認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

(4) O S A K Aみらい大阪市議員団において、使途基準に反する、あるいは目的外の支出があるとする点について

請求人が摘示する個別の支出について、監査対象局は、領収書等の記載から、政務調査活動であることが判然としない場合は、会派、もしくは

は議員に対して確認を行うなどの方法により、政務調査費を充当することの妥当性について判断を行っている旨説明する。

この点、これらの支出について、政務調査費を充当することに明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に、監査対象局には合理的な範囲において調査を行う義務があり、その範囲において行う調査は、調査研究活動に対する不当な干渉には当たらないと解すべきである。

請求人が問題とするOSAKAみらい大阪市会議員団に係る各点について、費目ごとに個別に判断する。

ア 調査研究費

請求人は、大学教授講演会参加費の支出が、個人活動に係る支出にあたる旨主張する。

監査対象局は、領収書等貼付用紙に記載された内容及び会派から聴取した当該教授の担当科目や論文を確認したうえで、政務調査費の充当を妥当と判断していると認められるのであるから、明らかに疑うべき事情がありながら杜撰な調査を行ったなどの事情等は認められず、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

イ 事務所費

請求人は、下水配管工事、玄関及び車椅子スロープ改修工事が個人活動にあたり、道路占用料（事務所テント）の支出が政務調査費の対象外の支出である旨主張する。

監査対象局は、各種工事については、対象となっている議員から事務所の賃貸借契約の内容を確認し、道路占用料については、対象となっている議員から道路占用料を負担する理由を聴取したうえで、政務調査費の充当を妥当と判断していると認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

ウ 広報・広聴費

請求人は、市退協総会会費、商店街会合会費、社協年会費、社協懇親会会費、社協総会会費、まちづくり会費・資料代（連合振興町会）、区政協力会費、村史の会会費、子ども会会費、青経会参加費、司法書士会会費、公園愛護会会費、総会参加費及び区新年互礼会に対する支出が、個人活動に係る支出、あるいは政務調査費の対象外であると主張する。

これらの各支出について、監査対象局は、会派、もしくは議員から、個人活動ではなく、政務調査活動である旨説明を聴取しており、このうち、商店街会合会費、社協年会費、社協懇親会会費、社協総会会費、まちづくり会費・資料代（連合振興町会）、村史の会会費、司法書士会会費、公園愛護会会費については、領収書等の記載内容や当該団体のホームページの内容等から政務調査費の充当を妥当と判断している

ことが認められる。

また、市退協総会会費、区政協力会費、子ども会会費、青経会参加費、総会参加費、区新年互礼会については、意見交換等の内容を議員から直接聴取し、政務調査費の充当を妥当と判断していることが認められる。

そうすると、いずれも、仮に請求人が主張するような明らかに疑われるべき点があったとしても、監査対象局が合理的な範囲で調査を行っているといえ、本市職員等に注意義務違反があるとまでは言えない。

4 結 論

以上の判断により、本市職員等による違法不当な公金の支出（精算確定）があるとする本件請求には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、そもそも地方自治法では、政務調査費の交付を受けた会派等は、収入及び支出の報告書を議長に提出することとされ、具体的な報告の程度、内容等については、条例の定めに従われているところである。本市の場合、政務調査費の交付を受けた各会派は、条例及び規則の定めに従い、議長に対し収支報告書及び領収書等の写しを提出しているが、これらは支出したことを証する書類ではあっても、政務調査活動であることを裏付けるものではない。

また、要綱では、会派の代表者が政務調査費の実費に充当されていることを確認し、支出の決定を行うとともに、会派の経理責任者が支出の根拠となる証憑類を整理し、保存することとされていることから、政務調査費の適正な執行は各会派がその責任において自律的に行う制度設計となっている。

本市では、政務調査費のすべてについて領収書が公開され、その意味においては透明性が向上していると評価できるが、個々の支出を政務調査費に充当した判断根拠が示されない限り、市民等が求める説明責任との乖離が生まれることはこの仕組みが抱える大きな課題と言える。

本件請求では、特にタクシー代や各種団体の会費等への政務調査費の充当に対する市民の疑念が多く示されたところである。これらの支出については、収支報告書及び領収書等の記載内容のみで政務調査費の充当の妥当性を判断することが困難なものも多く見受けられ、このような場合、監査対象局においては、不当な干渉に当たらない合理的な範囲で調査を行う義務があると言ふべきであるが、各会派の責任において適正な政務調査費の執行を担保する現行の仕組みの下で監査対象局が行っている調査は、会派で適正に処理されていることを前提とした調査にとどまっており、不当な干渉にあたることを懸念するあまり、過剰な自己抑制が働いていると言わざるを得ない。

しかしながら、政務調査費の原資は、市民等の税金によるところ、その執行状況が市民に明らかになることが望ましいことは言うまでもない。

加えて、平成24年の法改正により、「政務調査費」は「政務活動費」と改められ、今後、さらに多様な経費が充当される可能性もある中で、議長に対

し、その使途の透明性の確保に努めることが規定され、各地方自治体における透明性確保の取組は一層重要性を増すものと考えられる。

本件請求において、現行制度下における政務調査費に対する調査の限界も認めざるを得ないところではあるが、一方で、按分率の基準を明確化した上で実態に見合った按分率の適用等、政務調査費の交付を受ける側の課題と考えられる事案も見受けられた。

政務調査費の適正な運用が条例に委ねられているのであるから、市会においては、会派又は議員の自由な調査研究活動に対する配慮や執行機関及び他の会派等からの不当な干渉を排除する点に留意する必要性はあるものの、政務調査費が公金から交付されるものであることを十分認識し、その負担者である市民等に対する説明責任を果たすため、「政務調査費を何に使ったのか」からさらに一步踏み出し、「使った公金がなぜ政務調査費と言えるのか」までが説明責任であるとの意識をもって、早急に抜本的な改革に取り組みたい。

なお、前記のとおり、既に返還はされているものの、一部に会派内の按分率の不整合等による不適切な充当が見受けられたところであるが、これらは本来、会派が適正なチェックを行うことにより未然に防止できるものである。会派が各々の責任において政務調査費を適正に執行することが前提となっているのであるから、その責任は重大であり、それぞれの会派においては厳正かつ有効なチェック体制を構築されたい。

例えば、もともと入会資格を有していた団体の年会費や飲食を伴う懇親会費等については、政務調査活動と認められるための客観的基準の確立と基準該当性を確認できる仕組みを構築するべきである。

さらに、タクシー代についても、現在の領収書等の書類から、手引きの要件に沿った使用か否かの観点において政務調査費充当の妥当性を判断するには限界があるので、タクシーを利用しなければならなかった理由が確認できる仕組みを直ちに検討されたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市交通局告示第31号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成25年6月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局事業管理本部総務部調達課
電話 06-6585-6251

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
住吉営業所自動車整備業務委託（その2） 73両
- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成25年10月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部契約課物品契約グループ（電話 06-4395-7161）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成25年7月12日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「02 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む。） 01 施設保守点検整備」、「13 その他代行 20 その他」、物品種目「35 自動車販売」又は「37 自動車修理」のいずれかで登録していること
- (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める車検整備において旅客運送事業用乗合自動車（事業用バス）に係る同法第48条に定める12か月ごと定期点検整備及び同法第62条に定める継続検査を実施した実績を有していること（実績については平成22年度以降のものに限る。）
- (6) 指定自動車整備工場を所有していること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成25年7月12日（金）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成25年7月12日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 入札執行日時
平成25年9月6日（金）午前10時30分

- (2) 入札執行場所 大阪市交通局事業管理本部総務部調達課入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成25年9月5日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成25年7月12日（金）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Maintenance service of bus at Sumiyoshi office (Part 2) 73 cars
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 12 July 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders: 10:30AM, 6 September 2013 (tenders submitted by mail: 5:00PM, 5 September 2013)
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Division, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6251

(交通局事業管理本部総務部調達課)

大阪市水道局告示第31号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成25年6月28日

大阪市水道局長 玉井得雄

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪厚生信用金庫	鶴見支店	変更前	大阪市鶴見区焼野2丁目南6番7号	平成25年 7月8日
		変更後	大阪市鶴見区浜4丁目19番3号	

(水道局総務部経理課)

大阪市水道局告示第32号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

大阪市水道局長 玉井得雄

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

逆止弁付メータパッキン 25mm 50,000個

(電子入札対象案件)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成26年3月28日(金)

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成25年7月12日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「45:その他材料」で登録していること

(5) 当該物品の納入に際し、所定の数量を確実に納入することができる体制が整備されていること

(6) 当該物品を確実に安定して納入できることの保証書の提出ができること(当該物品の製造業者である場合は提出不要)

(7) 当該物品について、日本国内において検査を行うことができ、水道局の求めに応じて検査及びアフターサービスを速やかに提供できる体制が整備されていること

(8) 納入しようとする物品が水道局の承認を得たものであること。なお、承認を得ていない場合は、平成25年7月12日(金)までに水道局工務部給水課(電話06-6616-5483)に承認申請を行い、承認を得ること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム(以下「システム」という。)上及び担当部局(1に同じ)

(2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成25年7月12日(金)まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成25年7月12日(金)午後5時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒559 - 8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階
水道局総務部管財課 電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年8月28日（水）から同月29日（木）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成25年8月30日（金）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成25年8月30日（金）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成25年8月30日（金）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成25年8月29日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第34条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成25年7月12日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
check valve with meter packing 25mm 50,000 units
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 12 July 2013
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 28 August 2013 to 5:00PM, 29 August 2013
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 30 August 2013
 - ③ by post: 5:00PM, 29 August 2013
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(水道局総務部管財課)

公 告

大阪市公告第76号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成25年6月28日

大阪市長 橋 下 徹

1 担 当

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

環境局総務部総務課

電話 06-6630-3122

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

環境マネジメントシステム更新審査（ごみ処理施設） 一式

(2) 役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成25年10月30日

(4) 履行場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 入札参加申出時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）の認定を受けた環境マネジメントシステム認証機関であること

(5) JABによる認定範囲に「36 公共行政」を含むこと

(6) JABによる認定範囲に「39 その他社会的・個人的サービス」を含むこと

(7) 一般廃棄物処理施設の審査実績があること

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

1に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成25年7月10日（水）午後5時30分まで上記1及び大阪市ホームページにおいて無償により交付する。

(3) 入札参加申請書の受付期間

本公告の日から平成25年7月10日（水）午後5時30分まで

5 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成25年7月22日（月） 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金
免除
 - (2) 契約保証金
要 ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、当該契約保証金を免除する。
 - (3) 保証人
不要
 - (4) 契約書作成の要否
要
 - (5) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、平成25年7月10日（水）までに証明書等を提出しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。
- なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
 - (2) 開札後、落札決定までに、入札参加申出者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しないものとした入札とみなし無効とする。
- 9 その他
- (1) 詳細は入札説明書による。
 - (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
 - (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(環境局総務部総務課)

大阪市人事委員会公告第12号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定により、選挙の結果、次の者が委員長に決定した。

平成25年6月20日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会委員 西村 捷三
(行政委員会事務局総務部総務課)
(平25.6.20揭示済)

大阪市人事委員会公告第13号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定により、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、次の者がその職務を代理する。

平成25年6月20日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会委員 松澤 俊雄
(行政委員会事務局総務部総務課)
(平25.6.20揭示済)

大阪市人事委員会公告第16号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成25年6月28日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市職員労働組合	1	比嘉 一郎
		木村 ひとみ
		黒田 悦治
		徳野 尚
		宮崎 正
		山本 善久
		下村 泰正

	田中 浩二
--	-------

2 登録年月日

平成25年 6月18日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)